

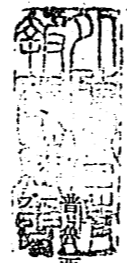
A 2.0.0. G/X /
2.1.0. G /

ナチス獨逸外交政策論

外務局調査處第二科

外務省
31.12-8
圖書室
E33-3
295

REEL No. A-0324



西樞密顧問官、國會議員
スラッ 大學 教授

男爵 ヱフオン・フライターク・ローリンググホーフエン著

ナチス 獨逸 外交政策論
E. A. G.
Deutschlands Außenpolitik 1933-1939

外務局調査處第二科

296

REEL No. A-0324

アジア歴史資料センター

234
L87



297

まへがき

本書は、普魯西樞密顧問官、國會議員にしてドレスラウ大學法科教授、特に國際法學者として名あるフォン・フライタック・ローリンググホフン男爵の著書たる「一九三三年—一九三九年獨逸外交政策」即ち、*Die deutschen Aussenpolitik 1933—1939 von Axel Freiherrn von Freytagh-Loringhoven Preuss. Staatsrat, M. d. R. Professor der Rechte zu Breslau*」を譯出したものである。

抑々第一次世界大戦によるヴェルサイユ獨裁の桎梏に凡ゆる國家的權利を剝奪された獨逸は一九三三年アドルフ・ヒットラーの政權獲得と共に民族社會主義獨逸を建設して今日の驚異的飛躍を遂げたのであるが、其の民族の傳統的特質と歴史とを離れては今日の獨逸を知る事は不可能であり又其の資格はないのである。此の意味に於て本書が、ヒットラー總統指導の下に果し來つたナチス・獨逸完成への前史たる其の外交政策史論を公けにする事に依り、獨逸がヴェルサイユ條約を無視し、國防主權を回復し、ライン地方を併せ、少數民族自決權問題を解決し、埃太利、スデーテン地方、メーメル地方を合併し、更にチェコスロヴァキアを解體してポヘミア、モラヴィアを保護領化する等意表に出た神速的電撃作戦行動と、而も正當なる權利行使として之が無血解決を完遂する迄、即ち一九三三年より一九三九年前半に亘つての外交政策を、著者の學問的良心と大獨逸國への熱烈なる愛情とを以て論述解明した事は、多くの者が獨逸今日の發展的過程と其の論據とを把握せんと渴望して居る現状よ

まへがき

まへがき

二

り見て正に快的の著作なりと信する者である。
獨逸の此の躍進的増強は愈々静止する事知らず、而も從來の無血作戦は波蘭分割作戦を契機として遂に武力に依る第二次歐羅巴大戦に變貌し、英佛民主主義國家群を目標とする同國々運の將來は全く逆路を許さざるものあり、現に本書譯出中にも獨逸を中心とする歐羅巴情勢は日と共に渾沌複雜化し、世界は擧げて破壊と秩序とに民族死活的運命を賭けて戦ひつゝある状態である。此の歐羅巴新秩序建設を最高指標とする今第二次大戦勃發の眞の原因と複雑怪奇と言はるゝ歐羅巴外交の謎の原は本書を通じて始めて開かれるのではあるまいか。茲に本書を譯出して關係者一般の參考に資せんとする次第である。

康徳七年三月十日 日本陸軍紀念日當日

譯者 小松 敏 男 記 之

298

著書序言

一九三三年より一九三九年に至る獨逸外交政策を公けにすることは別に理由がある譯ではなく、況んや何等辯明する必要はないのである。唯此の六ヶ年間の事象が餘りにも大掛りであつた爲めに凡ての人が此の経緯と更に内部の相互關係の映像を把握したい欲望を感じてゐると思ふだけである。

本書は即ち此の欲望に應へんとするものであつて、著者は凡ゆる學問的要求に應ずる最後の叙述は今日未だ克く爲し得るものでないことを充分に知つてゐる。此のことは事件との間に時間的間隔が出来て始めて可能であり、又外務省の公文書や要人達の追憶や書翰が發表されて始めて可能となるであらう。之等は凡て未だ自由に入手出来ないのである。従つて茲に記述する所は一般周知の事實と既に發表された資料や條約や交換公文や指導的政治家の所信や演説のみを根據としたものである。それ故後日に至ると共に補遺や訂正を要すべきものが多々見出されることは確かであらう。

然しながら運命的な此の數年間の映像を今畫かんとする試みが無駄であるとの批判を受ける筈はないと思ふのである。決定的な事件こそ滿光を浴びて大衆の前に演ぜられ、進展の大道は慧眼の士には最も明に映じてゐる筈である。若し後日貴重なる資料を得て個々の問題の解明に貢献し得ることがあつたとすれば、今日敢てした叙述が其の大綱と本質とに於て將來の判決に及格し得るものと希望してゐるのである。

著書序言

然して此の叙述を明に

即ち此の數年間外國の政治家や各國新聞は獨逸が國際法を侵犯し又義務として締結した條約を破棄した等の非難を終始提起し此の非難に對し無數の獨逸人は重大なる侮辱を感じてゐるのである。

自己の行動を法と道徳とに調和させようとする獨逸國民の欲求は他の國民より強くとも斷じて弱いものではな

云へ獨逸に於ては之が遵守を道徳的義務となし又國際關係に渾沌状態の變ることを許さざる國際法が儼然として存在し又存在しなければならぬといふ意識が残つてゐるのである。

且違ふされたものである。之は既に幾百年の發展を經、海牙會議に於て其の最後の形式を決定し幾多の欠陥不備中にも長く此の法律に忠實を致し又全國家中唯一の支持者であり國士ですらあつたことがあるのである。

斯くの如く本書の持つ第二の使命は、獨逸が根柢に於て非道徳的且違法のヴェルサイユ條約を無視したのも、其の國防主權を再建したのも、佛蘭西に依つて破棄されたライン保障條約の無効を宣言してライン地方を占領したのも、國境の彼方に居住する獨逸人同胞の蹂躪された民族自決權發動に援助を與へたのも、澳太利やズデーテン地方や、メーメル地方を再び合併したのも、チエツコスロヴァキアの火災を未然に防止し、一千年に亘り獨逸

の領土たりしボヘミア及モラヴィアを其の保護下に置いたのも、何れも獨逸が自らの權利を行使したことを立證するに在つたのである。

何れの獨逸人も法律侵害の非難に口を緘する必要はない。苦節十五年、此の間に加へられた不正と暴力とに對して告訴し得るものは唯獨逸のみである。然しながら獨逸は正義の武器を執つて自國の甦生を圖ひ取つたのであり、一つの汚點も其の名譽の楯を汚しはしなかつたのである。

獨逸國民及獨逸國家の歴史と此の範圍内に於て、顯著な意義を有する此の最後の時代の歴史を知り之を理解することが全獨逸人の義務であるとすれば、其の指導者の行動の合法性を確信し、此の合法性に疑惑を生じた場合之が擁護の爲めに闘ふこともそれに劣らざる義務なのである。

一九三九年五月九日 プレスラウにて

著者序言

ナチス・獨逸外交政策論

三

目次

第一章 防衛

- 一、十字軍危機
- 二、軍備縮小會議
- 三、一九三三年五月十七日のヒットラー總統の演説
- 四、中露一四ヶ國協定
- 五、國際聯盟撤退
- 六、東部の安全保障

第二章 國防主權を續つて

- 七、新包圍政策
- 八、獨・佛間に立つ伊太利
- 九、軍備縮小再交渉
- 一〇、ザール地方の復帰
- 一一、一九三五年三月十六日—國防軍の再建
- 一二、ストレーザと露府
- 一三、エチオピア戦争
- 一四、佛ソ相互援助條約
- 一五、一九三六年三月七日—ロカルノ條約廢棄宣言

目次

ナチス・獨逸外交政策論

一六、獨逸の和平案と西歐諸國協定

一七、獨逸の獨逸確立

一八、世界大戦責任受諾取消

第三章 大國の再建

一九、中立隣邦諸國

二〇、西班牙内亂

二一、獨・伊樞軸と獨・伊・日三國關係

二二、澳太利

二三、チエッコの支配下に在るズデーテン地方

二四、解放されたズデーテン地方

第四章 大獨逸國

二五、アンロサクソン諸國

二六、一九三八年十二月六日の巴里聲明

二七、東進政策問題

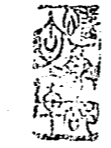
二八、ポヘミア及モラヴィアの保護領化

二九、包圍政策再現

三〇、メーメル地方

三一、植民地要求問題

三二、獨逸の經た道



第一章 防 衛

一、十字軍危機

一九三三年一月三十日を期して斷行された獨逸に於ける政治的變動が外國に於て大きな不安を惹起したのは當然不可避のことであつた。一九一九年以來歐羅巴と更に全國家世界とを支配してきた政治組織はヴェルサイユ條約に依つて確定され獨逸の弱點及無法律の上に打ち建てられてゐたのであるが、今や變革に依つて新獨逸が誕生し之がヴェルサイユ體制の編解離脱を目標としてゐたことは寸毫も疑問の餘地なき所である。獨逸は眞に主權を有し國防力を備ふる一國家を再建せんが爲め其の全勢力を傾倒し之に依り現行制度の用益者達は脅威の念を抱く外はなかつたのであるが、彼等が獨逸の新政體樹立を、自己の利害を危機に頻せしめんとすると爲した以上それは明白なことであつた、加るに彼等は其の利害維持を權利と正義の保持と同一視し世界平和はヴェルサイユ條約に依つて保障されたものであると看做してゐたのである。彼等は當然此の權利を有するものであると思考したばかりでなく新興獨逸に對し公然の敵性を以て相對するの義務を有するものと思惟してゐたのである。

加之右と同じ意味に於ける第二の事情が生じたのである。即ち新獨逸(ナチス)は立法及行政の制定に當つてマルクス主義や民主主義的諸政黨反對の態度を持し、之が存続は第三帝國の基本的觀念に矛盾するものであると

第一章 防 衛

したのである。ワイマール體制共和國の猶太人に對する態度も亦此の思想と相容れぬものであつた。右諸黨の絶滅と之等黨員の輿論に與へる影響の排除並對猶太人措置は外國に於て正に驚くべき反獨逸的激動を惹起したのであつた。彼等は廣汎なる連絡網と反獨逸宣傳手段とを殆ど無限に近く有する國際猶太人に依つて操縦されてゐたのである。此の際明に意識されてゐた點は之が獨逸猶太人の運命に關する問題であるのみならず寧ろ猶太人の勢力及支配から離脱せんとする獨逸の試みが若し奏效した時は多數吾全國の模範ともなるべき強力且世界史上未曾有の實驗となるに相違ないと思ふことであつた。

斯くの如く政治的並民族的動機から發展した此の煽動は皆獨逸の敵國たりし諸國政府に依り計畫的に促進されたものである。此の煽動が彼等の目的にのみ利用されたこと及特に列國自らの利益から出た淺薄な考へよりも苛酷な迫害を受ける者への同情を喚起する方が効果的であつたといふことは明白であつた。

此の計算は正に適中したのである。憎惡の波瀾は獨逸に向けられ旬日ならずして歐羅巴は勿論亞米利加に迄反獨十字軍の氣運が漲り、世界の輿論は轟然として干渉を要求し、總ては自ら望んだ此の要求を持つて各國政府が實際行動を採るべき時期の到來するであらうことは容易に豫想出来ることであつた。

新世界戦争が必至であるかに思はれ、否戦争の勃發は既に決定的であつた。而も之は孤立無援、無裝備且ヴェルサイユ條約により兵數僅か十萬を有するに過ぎなかつた獨逸の完全粉砕に依り終結を告げ得たのである。

此の時に當つて五月十七日議會が招集されアドルフ・ヒットラーは獨逸國宰相として初の外交演説を行つたのである。極度に緊迫した世界情勢に直面し且獨逸に負はされた脅威の前に彼の演説は劈頭より最大の意義を有するものであつた。之は新首相の就任に際して行はるる様な多少自由な外交政策の解明に止まるものではなく又發言者や其の協力者に對する和平意思の保障を以て満足すべきものでもなかつた。斯かる言明は假令正しくとも視聽を集めるものでない。ヴェルサイユ體制の受益者達や猶太人愛好者やマルクス主義信奉者達は之を唾棄し更に新しく煽動的な演説を以て議場を壓したのであらう。憎念は増大し戦争行為に訴ふる直接の動機を提供したのであらう。

ヒットラー首相の演説は之れ以上のものを與へねばならず、事實之れ以上のものを與へたのである。即ち彼は軍縮の思想を認め之が實現の實際的可能性を指示したのであつた。

二、軍備縮少會議

一九三二年二月二日以来、壽府に於て軍縮會議が開催された。此の招集は國際聯盟規約第八條に基き行はれたもので、此の規定に依れば「聯盟國は平和維持の爲には其の軍備を國の安全及協同動作を以てする國際義務の強制に支障なき最低限度迄縮少するの必要あることを承認す」と云ふのである。更に獨逸の戦争相手國は「各國の一般軍備制限の開始を可能ならしむる爲」に獨逸の武装解除を實施する旨の聲明をヴェルサイユ條約第五編の序

言に挿入して自らも軍備縮少の義務ありと爲したのであるが、此の義務に違反して十二ヶ年の歳月を空費したのである。即ち一九二六年五月二十八日軍備縮少準備委員会の招集を決定する迄には之が豫備交渉に六ヶ年以上を經過し、次いで將來の會議に上程せらるべき縮少案に關し意見の一致を見る迄には更に六ヶ年の歳月を費したものである。而も本案たるや凡て協定に用ひらるべき基本案とは別個のものであつて、本來の目的は中歐諸國、特に獨逸に對する依然的抑壓に外ならなかつたのである。即ち他の條文の山に蔭れて見る影もなく短い第五十三條は、舊來の條約により既に軍備縮少を規定せる國は其の條約に従ふべき旨の規定を定めてゐる。換言すれば獨逸及會ての其の同盟國に對しては依然としてヴェルサイユ (Versailles)、サン・ジェルマン (St. Germain)、トリノン (Trianon) の諸條約による制限が適用され、而も之等の制限に對しては自發的に同意を與へざるを得なかつたのである。而も他の諸國に對しては原則的には軍備を縮少すべきことを規定してはゐるが、然し其の數量を明示せず單之を會議の決定に委ねたのである。

之等の諸條件に對しては當然承認し得ざるものであつたにも拘らず獨逸政府は會議參加の用意をさへ有してゐた。然かのみならずブリューニング (Brüning) 首相は其の開會式に參列し、二月九日平和主義的思想によつて一ざるも其の粹として認むるといふ珍奇な文句を弄した決議に同意せしめたのである。斯くの如く其の交渉が最初より獨逸にとつて極めて不利な方向を取つたことは殆ど不可避のものであつたのである。然るに五月三十日のソ

四

リュニニング内閣互換とノイラート男 (Neurath) を外相とするパーペン (Papen) 新内閣の成立に依つて始めて方向の轉換が實現し、同内閣に與へられた新訓令に基き獨逸代表は從來の態度を變更し、特に七月二十三日會議が夏季休暇に入ると共に、從來の結果を總括して決議を行ふに當つては獨逸の平等權を承認すべしとの要求を提出し、然して之が否決せらるるに於ては今後會議に參加せずとの通告を爲したのである。

此の聲明を行った結果先づ長期外交交渉となり其の揚句漸くにして十二月十一日シュライヘル大將 (von Seeckt) 内閣施政當時の獨逸を一方とし、佛蘭西、英吉利及伊太利を他方とする雙方間に聲明が成立し「獨逸及其の他平和條約により軍備を縮少したる諸國に對しては全ての國に安全を與ふべき組織を以て平等の權利を附與すべし」と爲し、其の平等權を適用すべき種類及方法に關しては會議の席上附議することとし、同時に獨逸は同會議に参加する用意を有してゐたのである。

此の協定が明瞭性を欠いてゐたことは明かである。成る程本協定は獨逸の要求を認めはしたが、然し之が實現を凡ての國の安全如何に依存せしめ、他方之が實際的調整を會議に委託することとしたのである。佛蘭西が自國の無條件優越性が維持される場合にのみ、其の安全は保障せらるゝものであるとの見解を固持してゐることは容易に豫想出來たのである。同様に佛蘭西が其の同盟國や屬領の援助を受け且其の代表によつて巧妙に支配せらるゝ國際聯盟の手を使つて今後の會議の交渉を決定的に左右するであらうことも豫想出來たのである。果して十二月十二日アヴァス通信 (Agence Havas) は、獨逸の平等權は單なる目的であつて、出發點ではないといふことを

五

指摘したのである。斯かる事情より見れば十二月十一日の協定は極く制限された意味に於てのみ獨逸の成功を意味するものであることは認めぬ譯には行かなかつた。獨逸の戦略的地位は好轉したのである。然し具體的な決定は未だ實現を見なかつたのである。

一九三三年二月二日會議は再開され、今回はエリオ佛蘭西首相に依つて起草された軍備縮少案が討議された。

同案は建設案 (plan constructif) と稱せられたにも拘らず何等建設的思想を包含せず與るヴェルサイユ體制の維持に吸々たるものであり、而も之には國際聯盟特有な無益な討論が結びついてゐたのである。イーデン氏を代表とする英吉利も反對の態度を持ち、會議決裂の不可避的瞬間が迫つてゐたのである。イーデン氏を代表する三月十六日マクドナルド英首相は新軍縮案を提出したが、之は歐羅巴大陸に關して具體的數字を擧げた點に特徴を有するものであり、之に依つて一方には陸・海・空軍力が確定され他方には砲の最高口徑、戰車の重量等に重點を置いた所謂質的軍備縮少も提議され、又同時に陸兵の現役在營期間を八ヶ月以上越ゆることを得ず、但し例外として十二ヶ月迄延長することを得る旨の提案が爲され、更に同案の運用を監督すべき常設軍備縮少委員會の設置を提案したのである。

同案は獨逸にとり不都合なものであつた。成る程之はヴェルサイユ條約の軍備撤廢規定並に其の他の平和條約の規定を廢棄したものである、然し獨逸に與へた兵力は他の列國と聊も均衡を保つものではなく又其の人口及天然資源に適應したものでは全くなかつたのである。具體的二三の數字を引用すれば充分であらう。即ち獨逸は

陸軍二十萬を有することゝなつた。佛蘭西は之に反し本國二十萬、植民地二十萬の兵力を保有するに決したのである。之等は戰時の際時を移さず歐羅巴へ輸送され得る爲め最初から獨逸の二倍以上の常備軍を具ふることゝなつた譯である。又人口僅か獨逸の半分たる波蘭も同様二十萬の兵力を有することゝなつた。然して一九三三年の波蘭、白耳義及小協商國を網羅する佛蘭西總同盟體制を回顧すれば佛蘭西側には合計百二萬五千人の兵力が生れ、獨逸は僅か其の五分の一の兵力を以て對抗し得るのみとなるのである。

更に極端なのは空軍の不平等である。即ち佛蘭西は五百機、白耳義百五十機、波蘭二百機、小協商國三百五十機を保有し、又バルチック海沿岸諸國すら各五十機を有するに拘らず獨逸は唯一機も保有を許されなかつたのである。海軍力についても殆ど同様である。大海軍國に關しては一九二二年二月六日のワシントン條約及一九三〇年四月二十二日のロンドン條約に依り各國相互間の兵力量が規定され、又或る種質的制限が提示され今日尙效力を有してゐるが、獨逸に對してはヴェルサイユ條約の規定が本質的には尙適用さるべきものであつた。マクドナルド案は獨逸にとり何としても承服し得ないものであつたのである。

三、一九三三年五月十七日のヒットラー總統の演説

ヒットラー總統は世界の不安と獨逸の苦惱の實はヴェルサイユ條約に在ると爲し、同條約の植民地規定の非理、不均衡、賠償の自殺的不合理、史上未曾有の軍備撤廢、全世界を脅威する共產主義の危險に就いて述べて、獨逸復

ナチス・獨逸外交政策論

興のプログラムを開陳してヴェルサイユ條約の修正を要求し、同時に歐羅巴紛争平和的解決の必然性を強調したのである。

之と直接關聯して民族自決権を發表し凡ゆる帝國主義、凡ゆる侵略計畫を直截に否定して曰く「吾人は限りなき愛と忠誠とを以て我が國民性を信奉し他國と雖も其の國民の權利を尊重し且衷心より平和と親善の裡に生きんことを希望する。従つて我々は「ゲルマン化」(Germanisation)の概念を認めるものではないが我が民族を壓せんとする凡ての試みに對しては斷乎之に對抗するものである」と。

語を續けて、獨逸は事實完全に軍備を縮減された。獨逸はヴェルサイユ條約の調印、國際聯盟への加入、ロカルの條約 (Locarno) 及ケルツゲ案 (Kellogg Pact) に依り生ずる凡ての義務を履行し、更に又不侵略條約參加の用意を有してゐる。何となれば獨逸は攻撃を考慮するものではなく唯其の安全を圖るのみであるからである。安全要求の權利は無防備、無裝備の事實其の物より發生するものであり、勿論如何なる事情に因つても獨逸の無力を永久に持續せしめんとするが如き條約の調印を強制せらるゝこととはないであらうと説いたのである。扱て演説の核心を爲し且つアドルフ・ヒットラー最初の外交上の大成果を齎した聲明即ち獨逸はマクドナルド英國首相の軍縮案を承認する用意を有すとの聲明に言及し、勿論右は個々の問題に關しては留保すべき點あるも、然し同案の範圍内に於て他の列國と協議を遂げんとする獨逸本來の用意に對しては毫も疑ひの餘地なきことであつたのである。

此の用意が重要であつた。ヒットラー總統の一般政綱の開陳が如何に明瞭であり、特に帝國主義否認が儼然として存在し、同時に歐洲の政治的關しては或る根本的な新味が陳述されたにしても、マクドナルド案を承認すべき彼の直接の效果は實現されなかつたのである。之は獨逸の平和愛にとつて飽く迄反駁の餘地なき證據を示したものである。夫れは獨逸が攻撃戰の凡ての可能性を奪はれ、唯局限的保障の範圍内に於てのみ防禦を爲すべき一個の國防制度に屈服することとなつたからである。斯くして心理的に十字軍思想を之れ以上繼續することは不可能となり、獨逸が蒙つた抑壓は一撃の下に排除せらるゝに至つたのである。

同時に又之には或る重大な冒險が結び付いてゐたことを見逃してはならない。若し他の列強就中佛蘭西が獨逸と妥協し又獨逸の要求を何等留保することなく又今後妥協することなく承認したとすれば、獨逸の軍備は尙當分は其の隣國佛蘭西及他の假想敵國よりも適かに低い地位に置かれたに相違ない。而も之はヴェルサイユ條約に依つて強制されたものとは異つて居り、それは獨逸の自由意思的決意から生れたものであり、獨逸は之に拘束せられ一方的に之より離脱することは出来なかつたであらう。

此處にこそ明に危險が存してゐた譯である。然し大規模の政治的行動を爲すには危険なしでは不可能である。佛蘭西が其の政治を行ふに當つて獨逸の要求に應ずる決意を固め得ず、寧ろ獨逸の要求に不信任を表明し、難題を云ひ続け更にマクドナルド案を自國に有利獨逸に不利ならしめんとする可能性否其の蓋然性すら存在してゐたのである。果して斯くの如き結果が生れ、茲に於て獨逸は其の行動の自由を再び獲得し且より良き調整への闘争

ナチス・獨逸外交政策論

を始めることが出来たのである。尤も現下の危機は排除されてゐたのであるが。

10

事實五月十七日の演説は所期の効果を達成することが出来た。確に佛蘭西新聞及多數の佛蘭西政治家はヒットラーの演説に對し疑惑の念を表明し、彼等は其の一言一句を非難し批判し、以て他の世界に於て喚起された反響を抹殺せんと試みたのである。然し其の目的を達成することは出来なかつた、即ち此の反響は猛烈に強烈であり且確信に満ちてゐたからである。之は英國新聞に於て特に著しいものであつた。常に獨逸に對し不信任、敵性の態度を採つてゐた新聞ですら獨逸の平和愛に對する證左が齎されたことを認めざるを得なかつたのである。

此の反響は先づ軍縮會議に於て發現し、労働黨の知名なる代議士であり且マクドナルドの片腕たるヘンダーソン議長は五月十九日の委員會議席上ヒットラーの演説により、獨逸は自國の軍備擴張に依らずして他國の軍備縮小に依つて軍備平等權を獲得せんとするものであることが明瞭に看取される旨言及したのである。英國代表イーデー・デューイス氏は米國も亦英國案を承認する用意ある旨の聲明を發表し、嘗ての中欧諸國を永久に特殊の強制的秩序に従屬せしむることは正當でもなく將又賢明でもないと爲し、唯佛蘭西代表ポール・ボンクール氏(Paul-Boncour)文は其の翌日之を難詰したが、彼の慎重及遠慮の精神に依り別の空國氣が醸し出さるゝに至つたのである。斯くして十字軍の危機は一掃され、ヒットラー總統の演説は其の目的を達成したのであつた。

四、中 華 — 四 ヶ 國 協 定

五月二十三日の會議に於けるポール・ボンクール氏の登場は佛蘭西新聞界の態度と同様佛蘭西が獨逸の申出を承認する意圖を有することを示したものである。總て佛蘭西は獨逸に對する古芝居を続けやうと考へてゐたことが判明した、然し此の彼の行動が全力を傾倒し得る迄には直接には何等實際的結果を齎さなかつたが然し其れにも拘らず非常な興味を喚起した一中幕が演ぜられたのである。即ち此處では一方に於て再び大戰後に於けるが如く獨逸を抑壓し又有效なる歐羅巴諸國との協調を妨害せんとする佛蘭西の策略が露見し、他方に於ては五年後他の形式(ミュンヘン協定)を以て最大の危機を排除し、斯くして歐羅巴に新大戰の勃發の防衛に貢獻した新思想が此の中幕の中に現れたのである。

一九三二年十月二十三日既にムツソリーニ首相はトリノ(Turin)の演説に於て多數の國家が参加し、之に容喙する國際聯盟に依らずして西歐四大陸國のみの協力に依つて歐羅巴の眞の平和を期待すると言明した。即ち獨逸、英吉利、佛蘭西及伊太利は相互に意思の疏通を圖り諸懸案の調整に着手すべきであると爲したのである。之は發案者に鑑みても將又大戰後世界に危害を與ふるものとして見捨てられ、其の不完全性が年と共に明瞭となつた歴史的所産たる國際聯盟を排斥した點より見ても注目し得る思想であつた。ムツソリーニ首相が誕生せしめんとするのは正しく新使命と新形式とを持ち更にソ聯を除外した列強の協調共の物であつたのである。獨逸

第一章 防 衛

一一

ナチス・獨逸外交政策論
 兩國新聞は原則的には之に同意を表明した、反之佛蘭西に於ては直に反對の舉に出たのである。即ち佛蘭西は獨逸及伊太利の敵性を豫期し、白耳義、波蘭及小協南國の援助が得られないに相違ないことを畏れたのである。ムツソリーニは飽く迄自己の計畫を固執し、一九三三年三月十八日マクドナルド英國首相が外相サイモン卿を帯同して羅馬を訪問したとき、ムツソリーニは「西歐四列強間の諒解並協力に關する協定」案を提示したのである。

之は僅か六ヶ條の短いもので、而も最後の二ヶ條は純形式的規定であり批准と條約の國際聯盟事務局登録の件を包含するに過ぎなかつた。之に反し第一條及第六條とは右列強の新なる協調を企圖し、自由因達な文句を以て平和の維持を目的と定め、政治的共同線を追求することに依つて歐羅巴内外殊に植民地問題解決の爲め努力すべきことを述べ、第二條は國際的紛争を惹起するが如き平和條約は國際聯盟規約の範圍内に於て改訂すべきであるといふ原則を提示し、更に第三條は軍縮會議が失敗に歸したる場合は、獨逸の爲めに認められた平等權を實際的に有效ならしむべきことが確定され、而も此の平等權は外交上の手段に依り四列強間に於て妥結さるべきこと、又同じ意味に於て四強國はブルガリヤ、埃太利及洪牙利の情勢に關しても協議を遂ぐるものであると云ふ。

斯くて交渉が開始され、伊太利は既に三月二十六日若干變更を加へた新案を提出し、英吉利は四月一日本質的には伊太利案と同様であつて、平和條約改訂並獨逸平等權を確保すべき案を明かにしたのである。然るに四月二

日附の覺書を以て先づ白耳義が之に反對を唱へ、國際聯盟加入國に關する問題は其の同意なくして規定せらるべきではない旨を強調したのである。此の規定の拘束力は四ヶ國協定に依つて明に承認せらるべしと云ふのである。斯くて伊太利案に對する中小諸國の反對は正式に通告されたのである。

右覺書は佛蘭西の諒解なくしては作成提出し得るものでなかつたことを忘却してはならない。之はそれ自體蓋然性を持ち又四月十日佛蘭西が覺書と反對案とを手交したが之は白耳義の思想と結び付き且四列強は四國間に妥結された協定を他國に強要し得ると考へ之を企圖すべきではない旨を強調した事に依つても充分信ぜられることである、決議が單に四列強のみに關するものでない以上、諸協定を國際聯盟理事會若しくは總會に上程して之を決すべき義務ありとし、更に國際聯盟の規約より或る條項を勝手に取り上げ其の實現のみを議することは許されざるものと爲し、國際聯盟規約は有機的全體を爲すものであつて、若し條約改訂を規定せる第十九條を表面に持ち出さんとすれば、國際聯盟加入國の地位を保障する第十條と同じく加入國に對して加へらるゝ凡ての攻撃に對し共同して防衛すべき義務の第十六條とに同様の尊敬を拂はなければならぬ。然して獨逸の平等權に關しては一九三三年十二月十一日の協定よりして凡ての國の安全なる範圍内に於てのみ實現せらるべきであり又何れの場合に於ても軍備擴張を行ふべきではないことが強調され、最後に伊太利の見解は歐羅巴の經濟復興に言及することに依つて之を補足することが絶對に必要であると爲したのである。

佛蘭西の覺書が伊太利案の基礎を骨抜きにする肚を有してゐたことは一目明瞭である、四列強會議の意思表示が國際聯盟の諸機關に依る確認に委ねべきである限り右會議は全然無價値なものとなる譯である。改訂思想が現狀維持に貢獻すべき第十條及第十六條と結合すれば、それは凡ての意義を失ふこととなるのである。又軍備に關する平等權もヴェルサイユ條約に依つて獨逸が強要されたと同じ程度に迄管て高度に軍備を擴張した諸國が引下げられる様なことが眞面目に考へられない以上無に等しい譯である。最後に、茲に突如經濟問題が表面化した場合には方向轉換を意味するものであることは明かである。

佛蘭西の態度を判断する爲め尙一つの確證が必要であるとすれば之は佛蘭西が白耳義政府に宛て、送つた通告文を見ればよい、即ち佛蘭西は之が白耳義の覺書と完全に一致することを強調したのである。加之小協商國も其の間活動を始め既に三月二十五日の公文書を以て伊太利案反對を表明したが、之は佛蘭西の煽動と同意を前提としたものであることは間違ひない所である。換言すれば佛蘭西の同盟國が計畫的動員を企圖してゐたと假定しても誤りないであらう。扱て五月三十日ブラデーに於て小協商國會議が招集され、再び右の覺書に關しては反對の態度を表明した長文の聲明書を發表したが、之に依れば伊太利案は或る國家群の爲め第三國の權益及利害が自由に扱はるゝ危険を包蔵するものであり、此の意味に於て妥結された合意は國際法にも矛盾し又國際聯盟規約に依つて他の凡ての國に與へられた諸權利にも矛盾するものである。之とは無關係に佛蘭西は從前の條約に依り小協商國に對し條約改訂の凡ゆる試みに反對の保障を與へてゐたのである。従つて四ヶ國協定なるものは直接的にも間接的にも限度の修正を目的とするとは出来ない。但し四ヶ國自體に關する事項に限定する協定に對しては小協商國より何等異議を唱へることは出来ないといふのである。

此の數週間に四ヶ國間で行はれた外交交渉に關しては何等發表されてゐない。然し實質的には佛蘭西の意思が貫徹された結果となつたのである。然らば何故に佛蘭西が之に成功し、他の國就中伊太利が空文化した協定に何故承認せんとしたか。此の問題の回答は極めて明瞭である、即ち佛蘭西をして其の全政治的努力に根本的に矛盾するやうな協定を締結せしむる可能性がなかつたからであり、従つて協定が其の目的を達する爲めには佛蘭西に從はなければならなかつたからである。伊太利としては然し四ヶ國會議に於て假令詰まらぬものでも兎に角最初の段階に到達する爲めには之は明に願つてもないことと考へたのである。

事實六月七日羅馬に於て四ヶ國代表に依り調印された協定は各價値でも空虚なものとなつてゐた。即ち伊太利の原案にはくとい前書きが書き立てゝあり、四列強は國際聯盟規約に拘束せらるゝことを強調し、個々の實際規定に關しては伊太利案は殆ど認められなかつたのである。第一條は佛蘭西と其の同盟國の希望を容れて締約國の行爲は當該國關係の問題のみに限定し、其の協力は國際聯盟の範圍内に於て行ふこととし、第二條は四ヶ國の目的が平和條約改訂に在ることほ之を無視して寧ろ國際聯盟規約第十、十六及十九條を有効に實施する爲めの考慮を拂ふべき義務を負担することとしたのである——第十條及第十六條の維持が第十九條の實現を不可能ならしむることは論を俟たない所である。第三條は獨逸の平等權には全然觸れず、僅に軍縮會議の事業を促進せしめ若

し之に依つて解決を見なかつた問題にして直接四ヶ國に關するものについては四ヶ國間で検討すべきことを規定したのみである。従つて伊太利の原案中に規定せられたブルガリア、埃太利及洪牙利の國防權復活は無駄となつたのである。最後に第四條は歐羅巴及歐羅巴外の全ての問題に關する共同政策については一言も言及せず、唯經濟問題處理に關する締約國の協調を重視したのみであつた。

斯くして佛蘭西のみが黄書を發表して、伊太利原案より本協定に至る迄の經過を述べ且之に公文書に添付した月七日及八日付を以て三小協商國並波蘭政府宛送付したことは右の事情より見れば強ち驚くべきことではないのである。佛蘭西は此の公文書に於て同國の政策は新協定の爲め何等の變更を來たすものではないことを彼等小協商國に對し保障したのである。特に國際聯盟規約第十九條に依る修正手續は國際聯盟總會の全會一致の決議に基つてのみ爲さるゝこと即ち關係國の同意を以てのみ爲さるゝものであることを固執したのであつた。佛蘭西が此の黄書の發表に依つて凱歌を世界に唱へた印象は重大なものであつた、而して歐羅巴の和平に貢獻すべき工作が挫折したことは認めぬわけには行かなかつたのである。

羅馬協定は結局署名された。然しそれは調印もされず批准もされず今日迄效力を發しなかつたのである。其の後幾何もなくして獨逸は國際聯盟より脱退し、それが爲め協定の形式的條件は無効となり、又實質的にも骨抜きとなり、空文化した今日何れの關係國も最早や之に關心を持つ必要はなくなつた譯である。斯くして右の協定を締る交渉は中絶に過ぎず、就中佛蘭西の政策が明にされた點に其の價值を有するのであつた。ムツッリーニ首

相の根本思想は、實際に物を云はなかつたにせよ、依然命脈を保つてゐた譯である。

五、國際聯盟脱退

軍縮會議は一九三三年六月二十九日のマクドナルド案討議後夏季期間中休會することゝなつた。此の餘暇を利用して佛蘭西の政治家は英、米兩國と密談を交はし、同時に佛蘭西の新聞もマクドナルド案を有利ならしむる爲め世界の輿論を牛耳らうと企てたのである。即ちマクドナルド案は直ちに效力を生ずることはあり得ないし、獨逸を支配してゐる戰時氣分に遭つては、先づ四ヶ年の猶豫期間が設けられねばならぬ、此の期限満了後始めて其の安全を脅かさるゝ諸國は軍縮を開始すべきであり、軍備狀態を自動且週期的に行ふべき統制機關も亦必要であり、之に依つて決定された違反に對しては悉く罰則を適用すると云ふのである。

此の提案はマクドナルド案を忌避するに等しく、獨逸の承認し得ないことは勿論である。獨逸は裝備不十分ではあるが然し訓練の精利な國防軍を有してゐたのである、然るに之を解散して數的には一倍となつたが、之は同様裝備不十分且在營期間の短縮の爲め却て軍備の劣勢を來たすべき軍隊を以て之に代へたのである。然るに他の諸國は獨逸の弱体化が具體化する迄即ち四ヶ年間乃至それ以上の期間を待ち、此の上で始めて軍備の縮少を實施しやうといふのである。而も此の義務を忠實に履行し且其の間に生じた政情の變化を理由にして其の義務を免れんとすることに對し何等の保障も與へられてゐなかつたのである。斯かる事情よりして他の諸國は此の四年の猶豫期

開前に軍備は無制限となり、監督すべき相手もないので軍備監督は獨逸に對してのみ行はれるものであることは明かであつた。従つて罰則も唯獨逸に對してのみ適用せらるゝこととなつたのである。従つて獨逸に聯合國側の軍事委員が駐在してゐた當時の屈辱極まる状態が再現した譯で之に對してはワイマル獨逸ですら反對し、國際聯盟加入と共に之は除去されたのである。然るに第三帝國が誕生すると共に新に之に同意する様要求されたのであるが、到底之が問題となり得ないことは言ふ迄もないことであつた。

以上の通り交渉が停頓してゐる間に國際聯盟は九月二十五日第十四回總會を招集したのである。參加國の全数度や幾多の意見開陳に依つて獨逸に對する敵性が再び熾烈となつたことが看取されたが、之は少數民族問題を扱つた第六委員會の審議の際特に強く現れたのである。理事會は五月に早くも上部シレジアに於ける猶太人取扱問題に言及し、六月六日には獨逸にとり極めて不利な報告を採擇したのである。扱つた第六委員會はベランジュ(Beranger)評議員委員長の下に再び猶太人問題を取り上げ獨逸政府に干渉を加ふべく此の機會を利用したのである。協定は別として、法律的には獨逸は毫も少數民族條約の拘束を受くるものではなく、更に又猶太人問題に關しては猶太人が技術的意味に於て何等少數民族たるものでなく、それ又獨逸は行動の自由を有してゐた譯である。反之政治的立場よりすれば少數民族保護を實施するに當つて終始之を拒否した國際聯盟が濫越にも獨逸を裁判に附さうとしたのは不通極まる屈辱を意味するものであつた。之は委員會が佛蘭西の勳議を議事日程として取上げ、

何等條約の拘束を受けない諸國に對しても其の少數民族を「公平且寛容に」取扱ふことを放棄せしむるものはなかつたのである。此の勳議は獨逸代表の反對に遭つた爲め國際聯盟の決議に必要な全會一致を見ることは出来なかつたが然し之を繞る交渉は獨逸反對者に對し煽動的効果を齎すに至つたのである。

總て軍縮會議再開の日が到来した。其の直前の十月七日、英吉利及伊太利政府は依然マクドナルド案を固執し、獨逸國防軍の代りに短期現役兵力二十萬の軍隊を置かんとしてゐたことが明となつたのである。彼等の見解に依れば獨逸の軍隊は最初より他の諸國が保有せんとすると同じ防禦武器を備ふべしとするのが同案の精神であつたのである。従つて獨逸は所謂攻撃武器即ち重砲、重戦車等の保有に對する要求は全然提出しなかつたのであつた。之に對して、佛蘭西のグラチエ首相(Grathier)は十月八日の議會に於て獨逸が何れは破壊されなければならぬ高價な武器を何故に製造せんとするのであるか諒解に苦しむ所であると言明したことは大に注目すべきことである。翌十月九日英吉利内閣は佛蘭西の見解を支持する様サイモン卿に訓令を發したと云ふことである。扱つた軍縮會議は再會され、早くも豫備會議に於て英吉利、佛蘭西及亞米利加合衆國は共同戰線を離脱する形勢となり、十月十四日の會議に於てサイモン卿は之を公然たらしむべく諸國政府との商議中種々の點で英吉利案を全面的に修正する必要があると言明し、續いて一般的軍備縮少を實施する爲め八ヶ年の期間を設けることを提議し、併せて軍備縮少は各國の安全が確保せらるゝ範圍内に於てのみ實施せらるべきであると強調し、又軍縮は順序を追つて行はるべきであり、之が監督の爲め監督機關を創設すべしと爲し、之れ以上については曖昧なる言

ナチス・獨逸外交政策論

二〇

廻しに耽り、佛蘭西案に調子を合せたのであつた。特に彼は再軍備は何れの國に對しても問題とはならぬであらうと指摘したのである。勿論獨逸國防軍が兵員數に富み且短期現役の軍隊に改組する以上、其の武器を之に比例して増加せしむることは認めなければならぬ。此の點軍隊が他の國と同等の防禦武器を保有せんとする獨逸當然の要求に關しては彼は沈黙を守り、更に各國は新兵器を保有すべきでないとする佛蘭西グラヂエ首相の考へと結び付け之を強調した結果紛糾を醸成するに至つたのである。

斯くてサイモン卿の演説に依つて英佛兩國はマクドナルド案を擁護し且獨逸に對しては何等確乎たる基礎もなく新に交渉を始める様要求せんとしてゐたことが明瞭に結論され、而も此の交渉の最後に於て獨逸の平等權を今後更に留保し従來の如く差別的地位に殘置せんとするが如き英佛共同軍縮案を提出するものゝ如くであつたのである。之に對し獨逸は唯一つの回答を送つたのである。

尙同十月十四日、獨逸外相フオン・ノイラト男は軍縮會議々長ヘンダーソン氏に對し獨逸が會議より脱退するの巴むなきに至つた旨を通告したのである。

之に引續き英佛兩國が惹起した事態に對し最後の結論を下したのである。即ち十月十九日附で同二十一日國際聯盟宛送達された公文により獨逸は國際聯盟脱退を通告したのである。即ち十月十九日附で同二十一日國際聯盟宛送達された公文により獨逸は國際聯盟脱退を通告したのである。

獨逸が斯かる舉に出たことは避け得ざる必然性であつた。ヴェルサイユ條約が效力を發生し、國際聯盟が創設されてより、獨逸の戰爭相手國は自ら負つた崇高な軍縮の義務を免れ殆んど十四年の間彼等は率先して引受け

約束の履行を回避し続けてゐたのである。一九三二年十一月十一日彼等は明白にはなかつたが又しても獨逸の平等權を認めんとし、一九三三年三月十六日マクドナルド案が生れ、獨逸は遲疑しつゝも之を受諾したのに、彼等は又もや之を忌避した爲め獨逸は最早や之れ以上の屈辱を忍ぶことは出来なかつたのである。

然し獨逸の決意は、正當であり且必然的のものではあつたが、最初には新な重大危機を惹起したのである。世界の新聞は獨逸が採つた行動の原因を究めずして嚴重抗議を爲し且重大な侮辱を加へたのである。一般の讀者は獨逸が軍縮といふ共同の大事業を無謀にも破壊し、國際聯盟脱退に依つて文明國の共同體より離別したのだといふ印象を受けたのである。今や獨逸は自ら軍備を再整備し、假借なく帝國主義的政策を實踐し世界を再び修羅の巷に陥れんとしてゐるのだと云ふのである。

佛蘭西の内閣及參謀本部は獨逸の態度を非議し、獨逸の軍備意思を未然に防止すべき可能性につき慎重な協議を行つたとの報道は左もあるべきことであつた。斯かる計畫が考慮され又假令短期間否數時間であつても自己の利益を圖らうとしたのは當然であらう。然し佛蘭西は之を實現する決心がつかかなかつたのである。當時佛蘭西は内訌を生じ今日以上に亂れてゐたからである。一九三二年五月の左翼黨の勝利はエリオ(Berthoin)を首相とする急進社會黨内閣をして政權を掌握せしむることとなつたが多數黨を有せず、社會黨の支持を仰いでゐたのであつた。右翼派は再び之に反對の態度を採り、財政問題、節約の必要性、官吏俸給切下、軍事費削減問題等を繰つて左右兩黨間に鬭争が爆發し、之と同時に社會黨内部に深刻な相刺が生じ、遂には分裂を招き、十二月十五日早くも

エリオ内閣は米國戰債利拂に關して議會の拒絶に遭ひ總辭職するに至つたのである——右の問題は佛蘭西が如何に契約に忠實であるかを實證する一例である。之に代つて一九三三年一月グラデエ内閣と交代したボントール内閣が成立したが十月早くも總辭職し、サロ内閣(Saraut)が之に代つたのである。然るに僅か一ヶ月にして倒れ、ショータン内閣(Chaumagne)が之に代つた。同内閣は一九三四年一月十三日議會の信任投票に成功したが、内閣が誕生したのである。一年足らずの間に六回もの内閣更迭を行はねばならぬが如き國は對外政策的に何等の活動を爲し得るものではないと云はねばならぬ。

此の第六次新内閣にあつても内部の相剋は續けられ一九三四年二月六日此の相剋は内亂の相鏡を呈する巴里市街戰に於て其の頂點に達し、新しい基礎に立つ内閣の成立を可能ならしむるに至つたのである。新内閣は黨依存離脱、公的生活の肅正及憲法改正の實現を圖り以て國權の鞏化を圖つたのであるが遂に成功を收め得ず、内訌は依然として續いたのである。漸く小康を得て新外相は前任者より一層積極的な政策を實施し、即ち同盟國との關係を緊密にして新に佛蘭西に協力ある様要請し又廣汎なる反獨戰線の樹立を圖つたのである。然し一九三三年中の懸案は其儘となり、就中決定的な意義を持つ事態が発生してゐたのである。——獨逸は波蘭と妥協してゐたのである。従つて從來佛蘭西の賭博の最も重要な手の一つであつた波蘭は最早や利用出来なくなつた譯である。

其の結果佛蘭西側は或は諷示的に又或は理解し易い言葉を用ひて機會を逸したと及獨逸の復興を其の當初に於ける様に抑壓することが出来ないことを殘念がつたのである。之は強ち理解出来ないものでもない。それは極めて原始的な而非歴史的な考へから生れたものと云はなければならぬ、即ち之は性格的にも精神的にも特質を持ち又數的にも強力な獨逸國民を永久に奴隸的地位に置き、又無裝備の境遇に抑壓することが出来ることを前提として出發したものである、而も如何なる手段に依つて此の成果を收め様とするのであらうか、想像に苦しむ所である。一九三三年こそヴェルサイユ體制の不完全さを如實に證明した年である。それにも拘らず新ヴェルサイユ體制を獨逸に強要せんとするのであるか、其の結果は幾年後であれ新しく之に反抗する時がやつて来る丈のことである。

確かに佛蘭西の内部分裂と之に基く外部的脆弱性は獨逸の復興を有利に導いたのである。佛蘭西は之に對して惡辣にも種々の難題を吹きかけたのであるが所詮之を邪魔することは出来なかつたのである。何となれば獨逸復興の根は外國の弱さに在つたのではなく自國の内部的強さに在つたからである。

六、東部の安全確保

波蘭國の復興以來獨逸の關係が敵意を含んでゐるとは云へないにせよ明に不親善な状態にあつたことは容易に

想起出来ることであらう。それは一方には獨逸領が新波蘭國領に編入された不可避の結果であり、他方に於ては波蘭が同國の獨逸民族に對して採つた態度に依るものであつたのである。此の關係は波蘭が聯合國の援助を得て一九二二年三月二十日の人民投票の結果に背いて上部シレジアの分割を行ひ之が成功を収めるに至つて其の頂點に達したのである。之に依つて獨逸は經濟的に最も重要な地域を奪はれ剩へ數百萬の國民を喪つたのであつた。ダンヂヒを繞る不斷の軋慄も常に爆發の危機を孕んでゐた。加之獨逸側では國粹民主黨を包括する排外主義者の宣傳に依つて、他日波蘭が東プロシヤ地方の占領を企圖するに相違ないとの懸念があり、一方波蘭に於ては復興し、獨逸が必ず其の舊領地返還要求を爲すであらうと考へ、斯かる想像に壓迫されて波蘭は佛蘭西同盟體制に参加し、獨逸と佛蘭西が紛争を起した場合は波蘭が、又獨逸と波蘭とが紛争を惹起した際は佛蘭西が武器を執つて起つであらうことは當然であるやに見えたのである。

斯くして獨逸、波蘭國境は歐羅巴の危險極まる發火點と化するに至り他日戰亂の勃發するのは必定であるかに思はれたのである。之は佛蘭西が一九三二年六月以來不侵略條約折衝に迄進展したソ聯との接近の過程に於て、ワルソー、モスコフ間に橋渡が出来てより最も大きな危險が豫想せらるゝに至つたのである。事實兩隣接國間に一九三二年七月二十五日不侵略條約が締結され、之に依つて獨逸と戰爭状態に入つた場合波蘭の右翼面は安全を確保せらるゝであらうとの思想が濃厚となつたのである。

同時に又波蘭の佛蘭西に對する關係が冷却するに至つたのは勿論である。波蘭は對佛依存政策より離脱して自

主獨立政策の實行に邁進すべきことを認識するに至り之は一九三二年十一月ザレスキス(Zaleski)に代つて、ヘツク大佐(Hetzlberg)が外相となるに及んで愈々顯著となつたのである。周到なる觀察者であれば一九三三年中、獨逸、波蘭關係緩和の可能性に關聯した各種の事件を見逃す筈はないのである。それにも拘らず一九三四年一月二十六日には兩國間に共同聲明の形式に依る取極が成立し、之に依つて兩國關係が新しい基礎の上に立つこととなつたときの感は深刻なものであつた。

右の聲明は、兩國政府は直接相互に諒解を遂げ其の政治關係に新段階を齎らすべき時期の到来せることを認め、斯くて兩國政府は將來之が進展の基礎を確立するに決し、而も兩國間の恒久的平和の維持及保障は延いて歐洲一般の平和確立の本質的前提條件であるとの事實より出發するものであると爲し、従つて兩國は其の關係をケロツグ案に包含された原則の上に樹立する意向を有し且此の原則を獨逸と波蘭の關係に緊密に適用せんとするものである。但し此の際兩國間の既存の國際的拘束に觸れないものとすると云ふのであつた。

此の目的を達成する爲め兩國政府は之に關聯する凡ゆる問題につき直接合意を遂げ相互の諒解を得て他の平和的解決方法を講ぜんとするものである。若し必要ある場合には、兩國間既往の協定に規定されたと同じ手續に依り——就中一九二五年十月十六日の仲裁調停條約を意味する——之を適用し、如何なる事情によるも相互に暴力を用ひざることとしたのである。

右の方法に依つて生れた平和保障は未決の政治、經濟及文化の諸問題の利害を公正且妥當に調停することによ

ナチス・獨逸外交政策論

つて解決を與へるであらう。即ち此の方法に依つて相互の有效なる増進と更に兩國間に止らず歐羅巴の他の國家

に對して福祉を齎すべき善隣關係の樹立とが可能となるであらう。

最後に此の聲明は批准せらるべく又不取敢有効期間を十年と定め、期間満了六ヶ月前に廢棄の通告なき場合は

將來尙有效なるものと爲したのである。

二六

此の聲明が法律的には何等の斬新味を有するものでなかつた點は特に注目すべきことである。之れなくとも一

九二五年十月十六日の仲裁條約並凡ゆる武力行爲を排撃した一九二八年八月二十七日のケロッグ條約は拘束力を有し又凡ての懸案を直接協議せんとする用意と雖も波蘭國建設以來獨波兩國間に外交關係が存する限り何等事新しきものではないのである。唯全協定から見ても從來の非友好關係の代りに友好關係を以てせんとする精神のみが目新しいものであつた。而も此の精神は法律的な公式に依つて表現出来るものではなく従つて協定全體も他の實際條約の如く法律的觀點より之を評價することは出来ない譯である。寧ろ之は政治的判斷に屬するもので、國際生活に於ける友好關係が法律的概念ではなく明瞭な政治的概念である限り親善友好條約と看做すべきものであつた。さればこそ之は友好協定として最初の五年間に其の全效力を發揮し、従つて協定本來の目的が本質的には遂成されたことを誤認してはならないのである。勿論獨逸、波蘭間には根本的且決定的な意義を有する未解決の問題は多數存在してゐたが、此の觀點の下に根本的諸問題を遷延せしめ、時間的制限の暫定條約 (modus vivendi) を成立せしめた等といふ意味から休戰狀態を語るるとすれば之は妥當ではないのである。

此の一九三四年一月二十六日締結の協定が獨逸就中東部國境地方に於て種々難多な感情を以て取り上げられたことは隠し得ないことであつた。政治的現象に關しても理性的考量よりも感情的に價值判斷しやうとする彼等は仲々容易に事態の新變化に満足しやうとはしなかつたのである。彼等は波蘭人に對し反感憎惡の態度を以て臨み又波蘭國民も獨逸に對し同様の態度を採ることを前提條件としてゐたのである。更に此の協定は波蘭の支配下に在る獨逸人同胞の放棄を内蔵するものであるとの不安があつた。彼等は獨逸は最早や波蘭在住獨逸人の保護を斷念し、波蘭政府に對し獨逸民族壓迫政策の免許狀を附與したも同然であると信じてゐたのである。

此の見解は諒解し得らるゝ所であり、此の見解を代表しても何等不名譽ではなかつた。然しそれにも拘らず之は正しいことではなかつたのである。獨逸は過去に於て在波蘭獨逸人を實際に保護することは出来ず又彼等の利益を圖らうとしたが之も成功しなかつたのである。外交手段を用ひても國際聯盟に提訴しても何等の効果はなかつた。勿論此の失敗はワイマル共和國政府の優柔不斷と拙策とに大部分責を歸すべきものではあつたが、新興獨逸も武力行使を欲せず又波蘭以外の國をも相手とするが如き戰爭を惹起することを欲せざる限り充分の効果は期せられなかつたのである。反之一般の空氣を緩和し對波蘭關係を改善すれば波蘭も親善友好の觀念に従ひ、反獨逸政策も緩和の可能性が期待出来たであらう。此の政策が強化されても聊も懸念する必要はなかつたのである。斯くの如く冷靜且實質的に検討した結果外交政策上波蘭と接近することは斷じて在波蘭獨逸人の地位を惡化せしむるものでないことが明かとなつたのである。最悪の場合に於ても此の狀態は變らなかつたが、尠く共或る限

第一章 防衛

二七

ナチス・獨逸外交政策論

二八

度改善せらるゝであらうとの希望はない譯ではなかつたのである。事實波蘭は獨逸人國籍轉換政策を固執しては
るたが、協定最初の五年間には極端な尖銳的態度を捨て、偏狹愛國主義者や煽動的民衆の放逸行爲に對しては従
來の如く寛大な取扱ひをせず、一九三七年十一月六日には獨逸人の文化的要求に應ずることを約した協定を締結
する用意も有してゐたのである。尤も之は實際的效果は擧げ得なかつたのである。

然して一九三四年一月二十六日の協定は外交政策の分野に重點を置くものであつた。波蘭は既述せる如く佛蘭
西政策中主要役割を形成するもので佛蘭西は波蘭と同盟を結び其の兵力を利用する可能性に依つて獨逸を排撃し
たが獨逸協定の爲め今や其の一翼は無効となり斯くて全佛蘭西體制は互壞するに至つたのである。
獨逸の東部に於ける安全は協定に依つて目的を達し得る限りは確保され、其の間獨逸の對ソ聯關係が非友好的
性質を帯び、獨逸と波蘭とが衝突した場合、ソ、波不侵略條約とは無關係にソ聯が波蘭に代つて行動する可能性
も消滅したのであつて、それ丈に此の獨逸協定の價値は大きなものであつたのである。更に一月二十六日の此の
協定が佛蘭西に及ぼした心理的印象も計算に入れて然るべきであらう。廣汎な同盟組織を前提とし、之に基く歴
史的優位を條件とし凡ての戰爭計畫を樹てんとするものが佛蘭西の特徴ある考へ方である。波蘭援助に代るべきも
のが發見出来なくなつた以上佛蘭西の政策はより平穩なそしてより消極的なものとなる外はなく、斯くなれば歐
羅巴にとつても就中國内の復興に力を盡す爲め平和を望み否平和を必要とする獨逸の爲めにも歓迎すべきことであ
つたのである。

第二章 國防主權を繞つて

七、新包圍政策

ツメルグ内閣(Domergue)が政權を掌握するや外相ルイ・バルツィ(Louis Barthou)は直に活動を開始し其
の手始めとして波蘭再獲得を企圖し、四月には早くもワルツィ及クラカウへ旅行し、お祭騒ぎの素晴らしい歓迎
を受けたのであつた。然し波蘭側としても友好の約束を差控へた譯ではなかつたが、それでもバルツィ外相の目
的は達せられなかつたのである。波蘭は自主獨立の外交政策を放棄してまで新に佛蘭西に追従しやう等とは考へ
てゐなかつたのである。のみならずバルツィ外相の波蘭訪問前にはテウシエン問題を繞つてチエツコ・スロヴァ
キアと激しい軋轢が生じ佛蘭西の調停も遂に失敗に歸したのである。

斯くしてバルツィは何物をも得ずして波蘭を去らなければならなかつたが、然し六月ブライグとブカレストを
訪れて幾分の慰安を得たのである。即ちチエツコ・スロヴァキアと羅馬尼亞は保護國に忠誠を守り、ユーゴスラ
ヴィアも之を希望してゐた。同國に關する限りバルツィは更に重大にして宏遠な使命を携へ巴里平和會議以來對
立状態に在つた伊太利とユーゴスラヴィアとの接近を圖り、斯くてユーゴスラヴィアの國力を解放し佛蘭西
の目的に利用しやうとし、同時に伊太利を獨逸より切り離して佛蘭西陣營に加入せしむる爲めの途を開かうと考

第二章 國防主權を繞つて

二九

へたのである。然し之には廣汎な外交的準備が必要であつた。斯くて六月ベルグラーフ訪問が計畫され、又秋には國王の佛蘭西訪問が約束されたのである。

其の間バルツ外相は極めて重大且有望な新使命即ちソ聯と最後の諒解を遂げんとし、若し之が成功を収めて東部に於ける新同盟國が得らるれば、波蘭に於て失つた以上のものを回復することとなる譯であつた。

佛蘭西は一九三四年十月二十八日西歐諸國中最後の國として漸くソ聯を承認したのであるが、昔ての同盟國間の友好關係は未だ實現してゐなかつたのである。即ち聯合國陣營からのソ聯の脱退の思ひ出、佛蘭西波蘭同盟、帝政露西亞の負債の不承認等兩國間には幾多の事件が起つたのであつた。空気が轉換し始めたのは漸く一九三〇年のことであつた。即ち一方に於て波蘭が同盟に押しつけられた佛蘭西の後見に對し漸次反抗の氣勢を増しつゝあつたことを佛蘭西が嗅ぎつけ、早くも東方に新たな同盟國を求めざるを得たこと、他方モスコは歐羅巴國家體制への再加入を目標とする自國の政策を實行する間に、ラバロ (Lapin) に於て成立した對獨友好關係を越えて西歐諸國と接觸を保つ必要を感じた爲めであり、更に又世界經濟恐慌の爲め重大な打撃を蒙つた獨逸がソ聯にとり殆ど無役のものとなつたからである。

斯くて網は縦横に張り廻らされ新しい修好使節として昨日の大臣であり明日の大臣たる急進社會黨々首エリオが選ばれ、彼は數週間露西亞に旅して之れ迄全然未知であり露西亞語を一語も解しなかつた大國露西亞に關して著述を爲し、而も之たるや驚くばかりの皮相な書であつたが佛蘭西の輿論をソ聯に接近することは出来た

のである。斯くて一九三二年六月六日ソ聯の使節が巴里に到着し其の使命は政府の發表に依れば不侵略條約及通商條約の豫備交渉に存するものであつた。佛ソ兩國はケロッグ不戰條約に調印を爲し又兩國間には共通の國境もなく、新なる干渉戦も將又海戦も問題とならなかつた爲め、不侵略條約の締結は戰爭防止と云ふより他の種の政治的目的に資せんとするものであることは明瞭であつたのである。佛蘭西の條約政策の本質から見ても佛ソ條約が一方に於て東部及南部歐羅巴の佛蘭西同盟國と同じ條約をモスコが締結する爲めの橋渡しを形成せんとするものであり、同時に他方に於ては世界大戰前の關係を復活せんとする目的を有してゐたことは既定の事實であつた。事實上、波不侵略條約は締結され、同時に羅馬尼との交渉はベツサラビヤ問題の爲め不成功に終り今後に於ても失敗を見るは當然のやうであつた。

然るに、佛蘭西自體は一九三二年十一月二十九日ソ聯と不侵略條約を結ぶと共に佛ソ兩國の政策は共に新局面を展開し、之を基礎として兩國の友好關係は愈々明瞭となるに至つたのである。又獨逸に於ける國民社會主義の勝利の結果は獨逸と共產主義露西亞との間に自然且不可避免的に乖離を生じ、佛ソは進展に拍車をかけることゝなつたのである。之を正式に抑へるものとして現れたのが、英吉利の轉旋に依り一九三四年七月十二日伯林政府に手交された東歐諸國協定に關する佛蘭西の提案である。之は相互に關聯を有する三つの案を包含し、其の第一は相互援助條約であつて、締結國の一國が他國の攻撃を受けた場合他の締結國は直に軍事的援助を爲すべき義務を負ひ、之等の諸國は獨逸、エストニア、芬蘭、ラトヴィア、リスマニア、波蘭、ソ聯及チェコスロヴァ

キアを含むものとし、同時に之等締約國は其の他平和が脅かされる場合には會議を招集し、此の際他の列國も招請し得るものとしたのである、従つて本規定が佛蘭西を目標してゐることは明かであつた。更に佛蘭西の東方政策参加については第二の協定に依つて正式に規定されたのであるが、之には佛ソの相互援助義務が規定され、英吉利の補充案に依り獨逸も之に關與することとなつたのである。第三は形式的性質のもので、前記兩協定が國際聯盟加入國としての權利及義務に違反するものでないことを明確にし、ソ聯の國際聯盟加入後に效力を發する旨を規定したものであつた。

之等の提案が非常な怪訝を喚起したのは當然のことである。八ヶ國に及ぶ國家結合は其の間全く利害を一にせず而も東歐諸國に屬せざる芬蘭及チェッコ・スロヴァキア二國があることは全く其の目的に反したものであつた。小國が自國の爲め大國に對し軍事的行動を要求することは不可能であり、又反對に小國は自國の存亡を賭して迄も大國の衝突に干渉することは望めないことである。之は扱て置き獨逸は政治的に何等勢力なく、友好關係も或は利害の共有しない全締約國の爲め何故に相互援助義務を負ふべきものか全く理解出来ないことである。之と同じ問題が波蘭からも否八ヶ國夫々の立場から提出され得る譯である。東部歐羅巴に何等政治的利害を代表することなき佛蘭西が自らは何等の拘束を受けることなく彼の會議に参加する場合當然歸屬すべき最高裁判官の役が何故佛蘭西に許容されねばならぬか諒解出来ぬことである。本協定は正に此の規定を狙つたものであり、之に依つて此の東歐諸國協定本來の目的が窺はれ、又之が巴里とモスコととの合作の所産であることも判明する譯である。

さればこそモスコとブラグ丈が無條件に之に同意を表明したのである。他の小國は拒否的回答を爲し、芬蘭は東歐諸國に屬せずスカンデナヴィアに屬する旨を強調し、獨逸及波蘭が此の不合理な内部的に矛盾せる而も其の效果を聊も察知することなき條約に参加する意向のなかつたことは當然である。次いで廣汎な外交折衝が続けられたが結局失敗に終つたのである。此の全計畫が擧り去られたことは今日認めてもいゝし、殊に當時の佛蘭西の政策を實踐するものとして大に注目すべきものであつたのである。

東歐諸國協定と同時にソ聯の國際聯盟加入問題が世界の論議の中心となつたのである。之はソ聯の政治的發展の過程であると同時に佛ソ接近の當然の結果であつた。勿論ソ聯は元來國際聯盟には明に敵性ある態度を採り新聞も政府の發表も筋烈に之を罵倒したのであつたが、今や資本主義國家の仲間に入らんとする用意を有し、而も彼等は之を大手を擡げて歓迎したのである。成る程法律上には大きな困難が存してゐたが聯盟一流の手段に訴へて之を克服したのである。

一九三二年にメキシコが、一九三三年には土耳其が正式の請願なしに國際聯盟加入を招請された後、ソ聯は正式の請願によつて加入をしようとは思つてゐなかつた。尤も當時は現行規定の無視は滿場一致を以て決議出来たのであるが、今日では多數國の反對を豫期しなければならなかつた。そこで三十ヶ國の署名を具備した招請狀をソ聯に送り、其の應諾回答書に聯盟加入請願書の署名を爲し、之に形式上規定の資格審査手續を結び付けて一つの逃げ道を見出したのである。

露府に於ては其の形式的性質に關しては大きな困難に遭遇したが結局此の障害も除かれ、後は重大な障害も歐の義務も課せず最後に少数民族問題も提起を見合せたのである。特にソ聯の國際義務遵守に關する問題も審議を断念し、又軍備規定千二百萬人中政府の發表によつても大露西亞人に非ず従つて少数民族問題は勞農國ソ聯の全人口二億六のであるが之には觸れず又宗教上の少数民族保護の必要性も看過されたのである。

要するに喜劇が演ぜられたのであり、而も其のハッピーエンドは事前より明白であつた。第六委員會に瑞西のモック委員(Mohr)が之に反對し又總會に於てはアイルランドのヴァレン(Vaughan)代表が警告を與へたが、結局反對三票、棄権五票に對し賛成三九票を以てソ聯の聯盟加入は採擇され、又棄権一〇票賛成四〇票を以て常任理事國となつたのである。リトヴィノフ(Litvinov)は堂々と乗込んで感謝演説を行つたが之は明に嘲笑に充ちたものであつた。歐羅巴諸國は永年に亘り勞農露西亞と闘争を續けて來たが其の無益を悟り今や之を歓迎するに至つたのであるが、之は他の國家組織と完全に同權たる一國家組織としてのボルシェヴィズムを認めることを意味するものであつたのである。

此の言は儘く追正當であつた。唯イーデン氏のみが、一方に獨逸と伊太利があり、他方にソ聯あり、そして彼等の間には何れにも加擔せざる民主主義國家が存在するといふ彼の兩極端説を披瀝しつゝ之を明瞭に確認したのみであつた。

斯くて國際聯盟の協力に依つて佛ソ兩國間には愈々接近を齎すべき基礎が造られ、其の親善關係は一九三五年五月一日の相互援助條約に於て頂點に達し又之と軌を同じうする條約がソ聯とチェッコの間に締結されたのである。

之にはバルツィが共に協力し準備に當つたが、彼は之を見ずして一九三四年十月九日マルセイユに於てユーゴーラヴィア王アレキサンダー一世に加へられた陰謀の犠牲となつたのである。之に依つて右國王の來訪を機として考案された廣汎な計畫は消滅に歸し、二年後の一九三七年三月二十五日伊太利とユーゴーラヴィア間にはベルンラード條約によつて和解が成立したが、之は佛蘭西の斡旋によるものではなく、又佛蘭西の政策に負ふものでもなかつた。然しながらバルツィは其の生前別の重大な發展即ち佛蘭西と伊太利との接近を實現せしめたのである。

八、獨・佛間に立つ伊太利

巴里平和會議は一九一五年四月二十六日の倫敦條約に基き伊太利の秘かに抱いてゐた期待を滿たして呉れなかつた。伊太利の植民地に對する要求も貫徹することが出來ず、埃太利からアドリア海東沿岸も獲得出來なかつた。形式的にも非友好的な取扱を受け、最初は聯合國としての承認すら拒否され銳意交渉の結果漸く認められたのである。

斯くして他の聯合國との對立特にセルビアの要求を支持して勝利を得せしめた佛蘭西との對立が生じたのである。而して此の樹立はフアツンズムが政權を掌握し、積極的外交政策を採るに及んで愈々尖鋭化したのである。伊太利はヴェルサイユ條約改訂戦線を結成して之が指導に當り、又獨逸に對しても觸手を伸ばし、殊に一九三一年のルール戦争では獨逸を援助する意思のあることを認識させたのであるが、獨逸はヴェルサイユ條約履行政策の觀念に捉はれ過ぎ且フアツンズムに對しても敵性ある態度を持し従つて差し延べられた伊太利の手を握らなかつたのである。依つて伊太利は、先づバルカンに向け進路をとるに至つたのである。伊太利は一九二一年十一月九日他の列國と締結した條約に依つて早くもアルバニアの安全獨立を保護すべき權利、換言すれば同國に於ける伊太利の利益を承認すべき權利を附與されてゐたのである。ユーゴスラヴィアとの争ひに於ても伊太利は後の國王アトメッド・ソグト大統領 (Amedeo V) と妥協を遂げ、次いで一九二六年十一月二十七日にはアルバニアとの友好保障條約を締結し、一年後の一九二七年十一月二十二日には正式に攻守同盟を結び、又經濟並文化問題に關して取極を行ひ伊太利は形式的には同權であつたが決定的な勢力をアルバニアに確立したのである。

斯くの如く伊太利はバルカンに地歩を固め今や計畫通り前進政策を執るに至つた。之より幾一九二六年九月十六日には羅馬尼と修好條約を締結し、一九二八年には希臘及土耳其と同様の條約を結び、コルフ島 (Corfu) 及トリポリス問題 (Tripolis) は消滅することとなり、更にブルガリアとの接近は一九三〇年ギイオヴナ女王 (Giovanna) とボリス王 (Boris) との婚姻に依つて確證されたのである。伊太利の根柢を形成したものは伊太利の

周旋に依り一九三〇年十月三十日の修好條約に依つて希臘、土耳其兩國間に和解の成立したことであつた。右の調印式にはムツソリーニの腹心たる前洪牙利首相ベトレン伯 (Bethlen) が列席し、之を機として希臘、土耳其兩首相並ベトレン伯署名の敬意電報がムツソリーニ宛て發せられたことは恐らく特異な従つてそれ文印象的な示威と看做して可なるものであつたらう。之はまがいもなくバルカンに於ける伊太利の成果の尤たるものであつたと同時に又或る轉換期に變ずる運命でもあつた。佛蘭西はバルカンの脅威を認識し當時の貿易大臣フランダン (Franchet) はバルカン諸國の首都歴訪の途に就き失地恢復の爲め全力を傾倒したのである。例へば通商條約締結借款應諾の申出を爲し時究も恐慌時代の事として其の目的を達成することが出来た。更に佛蘭西外交界は秘術を盡し結局其の奮勢力再獲得に成功したのである。最も顯著なのは羅馬尼が一九三三年七月二十八日期限満了の對伊修好條約の更新を拒否し、次いで一九三四年二月九日希臘、ユーゴスラヴィヤ、羅馬尼及土耳其がバルカン同盟を締結し、佛蘭西の指導を快諾したことであらう。最後に又アルバニアに干渉して之に成功し、一九三四年六月にはアルバニアは對伊太利協定履行を拒否する迄に至つたのである。アルバニアは伊太利の軍事指令條約の改新を行はず、又伊太利技術者の指導する道路建設を中止し、更に伊太利系學校の閉鎖を開始した。伊太利はツラン(Durrës) 防衛の爲め艦隊示威を斷行する必要に迫られ、アルバニアは之に屈服して交渉に入り其の結果に關しては正式發表は爲されなかつたが、恐らく奮關係復活に到達したものと様である。然して伊太利が斯かる對策を講ずる必要があつたといふ事實は羅馬政府をして眞面目な氣分を醸成するに充分であり、伊太利の目的は佛

蘭西と妥協を遂げれば、確實に達成されるのではないかとの問題が擡頭するに至つたのである。即ち佛蘭西は心理的瞬間を捉へ伊太利に好餌を與へて之と接近したことが容易に想像されるのである。

加之一九三三年には獨逸と伊太利の接近が實現し、之は軍縮會議の際獨逸が其の平等權獲得の爲めの闘争に對し伊太利が之に援助を與へたこと、他方ムッソリーニの四ヶ國協定案中に現れたのである。然し之には幾多の困難が伴つたのである。當時伊太利は獨逸の埃太利合併が其の利害に反するものであると考へドルフス宰相の提訴に對する回答中「埃太利の獨立安全」維持の必要を強調した一九三四年二月十七日の英佛宣言に参加したのである。斯くて七月二十五日ウーキーン一撥が勃發し、之は埃太利國民の爲め感激し犠牲にならうとする人士の企てたものであるが、準備不充分就中當時の世界情勢を顧慮することなく之を敢行した爲め露のフォン・シュル少佐(Major von Schulz)の騷起と同様水泡に歸したのである。此の結果は外國に於て大きな反動を惹起し特に伊太利の感情を害したが、勿論右の事態が伊太利の對佛接近に對して決定的なものであつたと見るのは妥當ではない。尤も右の事件は之れなくとも進行してゐた或る發展を促進し、且當時期待を懸けてゐたのとは全然別個の目的に導く爲めの最後の動機を與へたのである。

扱て伊太利と佛蘭西の間に折衝が始まり半年の歳月を要したのである。先づ最初に懸案の全體に關して討議をしたならば、其の一つとして未だ解決の期が熟してゐないことが直に判明したに相違ないのである。中にも海軍力平等問題についても妥協が達せられないことは分つてゐた。依つて此の問題を放棄することとしたのである。

幾多の困難を孕んだものは埃太利問題であつた。最初は全隣接國の保障條約が注視され更にグニューツ盆地に於ける經濟情勢の國際的調整を目論見たのであるが、今や「埃太利の獨立安全維持」に關する佛伊共同宣言並隣接國に對する條約締結の意趣に制限せらるゝに至つたのである。然して本條約に依り隣接國は埃太利の内情干渉を顧慮せざる義務を負はんとするものであつた。斯かる事情の爲め興味は植民地問題に集中され、一方に於てはチエニス(Tunis)に於ける伊太利移民狀態又他方にはリビヤ(Libya)背後地が租上に昇るに至つた。佛蘭西はチエニス生れの伊太利人を兩親に持つ兒童は自動的に佛蘭西の國籍を取得すべしといふ立法の適用を尙長期に亘つて抛棄する用意を有してゐたし、又伊太利系學校問題に關しても譲歩せんとしたのである。反之伊太利の植民地要求に對しては之に應じなかつた。之は即ち九十萬平方呎の地域を包含するボルク(Borde)及チヘステ(Thiès)北部亞弗利加)の割讓を意味するものであつた。勿論之は大部分沙漠ではあるがチャード湖(Chadsee)への出口を扼する重要地域である。之に對し十一萬平方呎の國境地帯の讓渡が用意されてゐたに過ぎなかつた。之に基き一九三五年一月七日羅馬に於て各個の協定が調印され、之には次の様な共同宣言が附隨してゐた。即ち本協定に依り、兩國間に存在する諸懸案就中一九一五年四月二十六日の倫敦條約第十三條適用に關する問題は全て規整され、且兩國政府は國民の傳統的親善關係を増進して平和維持の爲め協力せんとするものである。此の宣言が世界の輿論を驚倒したのは勿論である。世人は佛蘭西の讓歩が問題にならぬ程詰らぬものであるとの印象を受けた。又伊太利は之に満足して之れ以上の植民地要求は行はらうとの疑惑を懸へることは出

來なかつた。實際之は信じ難いものであつた爲め早くも發表された諸協定以外に尙一つの秘密協定が存在し、之が羅馬協定本來の核心を包含するものであらうとの臆測が行はれた程である。此の秘密協定中にはエチオピア問題があり、且佛蘭西は之に對し伊太利の自由を許す義務を負ふものであるとの思想が明瞭であつた。之には更に「ヂンチ・アヂス・アベバ」(Djibuti-Addis Ababa) 鐵道に伊太利を參加せしむるといふ佛蘭西の約束も加つてゐた。同協定の發表乃至此の事實の確證は勿論今日迄何等行はれてはゐない。然し一九三五年に演ぜられた事件は此の臆測に高度の蓋然性を與へた譯で而も之は殆ど確實であつたのである。眞の佛伊兩國間の協定に當つても伊太利新聞は繰返しエチオピアに關する秘密協定に論及したが、此の事は中でも一九三八年十二月十日附「ジヨルナレ・ド・イタリア」(Giornale d'Italia) 紙上に於けるガイダ(Gayda) 主筆の論調に現れてゐる。之に對し佛蘭西新聞は沈黙を守つて之を甘受したのであつた。

斯様な秘密協定が實際に締結されたと假定すれば至つて興味深い事態が生れる譯である。即ち佛蘭西は反對給付を引受けずして伊太利との妥協に努力して之に成功し、寧ろ取引の費用は他國に轉嫁し、而も此際國際聯盟義務違反の行動を爲したのである。聯盟國たる以上同様國際聯盟に加入せるエチオピアの獨立安全を保障し、必要に際しては武力を以て保護すべき義務を有してゐた譯である。今や佛蘭西は此の義務を免れたのみならず、必要國がエチオピアに對して採らんと企てゝゐた行動を事前に認めたのである。常に條約遵守を強調してゐた點から見ても此の佛蘭西の態度は之を顯著ならしむる必要があるのである。

更に之は政治的觀點より見ても奇怪なものに見えた。伊太利のエチオピア行動が國際聯盟との紛争を招來し、且佛蘭西が之に依つて極めて重大なジレンマに陥らざるを得なかつたことは容易に豫想出來たのである。夫れは伊太利との秘密協定に違反するか、或は國際聯盟義務違反の何れかであつた。若し前者を選べば伊太利との新友好關係は維持出來ず、又羅馬協定の意義は喪失したことになる、反之佛蘭西が若し國際聯盟を拋棄すれば歐洲制覇保持の爲め彼自らの手に依つて創設した施設を毀損且脆弱ならしめ、遂には伊太利との袂別、國際聯盟の内情暴露更に敗北を見るに至るであらうことは如何とも避け難いことであつた。

事實、兩者の可能性は表面化し、加ふるにエチオピア戦争は獨逸の親善復興を實現せしめ、更に獨逸の軍備擴充復にとつて有利な國際情勢を産み出すに至り之れによつて再び重大な意義を持つ結果を生じたのである。

佛蘭西外務省の演じた餘りにも複雑な一人二役の芝居は佛蘭西自身に向けられたのである。世界歴史の進路を決定すべき道徳理念の擁護が斯くも明瞭に現れることはさう滅多にあるものではな。

九、軍備縮少再交渉

事態が斯く發展し、バルツが獨逸籠絡の網を張つてゐる間に軍備問題を繞る諸交渉が進められてゐた。獨逸自體は軍縮會議及國際聯盟よりの脱退と共に同問題が解決済みであるとは考へてゐなかつた。新軍備競争の危険極りないことを十二分に認識し、又和平維持に貢献せんとする希望に燃えて、一九三三年十月末早くも英佛兩國に働きかけ、軍備問題再検討の用意ある旨を表明したのである。之に關聯した忌憚なき會談は獨逸政府の立場を

宣明した十一月十八日附の覺書に依つて明瞭となつた。右覺書は現下の情勢に在つては一般的軍備縮少は最早や期待出来ないものであるとの思想より出發し、斯くして實狀に適應し、荒唐無稽の空辭に依つて糊塗される事なき諒解の基礎を創造せんとしたものであり、従つて軍備の限界を適切公正な點に置くことを目的とし、又獨逸の軍備平等權は如何なる事情を生じて之を放棄せず、而も之は適正を保持するものであつて且第三國の攻撃に對し防禦するに足るべき軍備補充に依り達成せらるゝことを結論としたものである。

英吉利及佛蘭西はマクドナルド案を擁護し、従つて獨逸も亦之に拘束さるゝ必要がなくなつたので、獨逸の右覺書は短期服役制而も近代的裝備を有する三十萬の軍隊を必要とするものであつた。但し此の裝備は所謂防禦兵器に限定すべきものであつて、砲は口径十五種迄、戰車六噸迄、又戰闘機及偵察機の保有を要求したが、爆撃機は之を斷念したのである。同時に獨逸は平等一般軍備統制に従ひ又不侵略條約締結及一般國民保護に適用すべき交戰の人道化に關する協定に應ずる旨の聲明を行つたのである。

扱て茲に廣汎なる文書の交換が始つたが、伊太利は獨逸の見解に對し全幅の賛意を表明し、英米も亦本質的には之に同意を寄せたのであるが、反之佛蘭西は最初成る程之に應ずる態度をとつたが、獨逸の要求及提案に對しては當初より反對の擧に出たのである。即ち獨逸國防軍の數的兵力を難じ、且佛蘭西に依つて軍隊に類似する結合體なりと看做された突撃隊、親衛隊及鐵兜團を國防軍兵力中に加算すべきことを要求し、獨逸の要求する裝備の必要性を反駁したのである。同時に又佛蘭西は複雑した幾多政治的性質を帯びた留保を行使した爲め、交渉に

應ずる誠意を信ずることが出来なかつたのである。殊に佛蘭西は獨逸に對し國際聯盟に復歸して再び軍縮會議に参加する様不當の要求を提出した程である。

夫れにも拘らず交渉は進捗した。之は獨逸が一月十九日第二回の覺書に於て其の立場を重ねて宣明し、佛蘭西が抱いてゐた疑惑を一掃した爲めである。然るに佛蘭西は飽く迄反對の態度を固持し遂に四月十七日附公文を通じて交渉の決裂を來たすに至つたのである。

本文に於て佛蘭西は現に發表を見た獨逸國防豫算が軍事費支出の爲め激増を示し、従つて之は獨逸が大規模に軍備を行はんとする證左であるとの理由から今後の交渉を拒絶したのである。事實、獨逸は實に英伊兩國の同意を得て其の計畫實現に必要な經費を一九三四、五兩年度の豫算に計上してゐたが、之は財政法上又財政々策的觀點より見ても全く自明の對策であつた。それは忠實に交渉が繼續される場合は會計年度中に尙積極的結果が期待され又交渉が停滯すれば著しく困難な結果となるに至るからである。佛蘭西が之に抗議した以上それは佛蘭西が交渉の積極的妥結を希望しないのみならず、却て之を怖れてゐる爲め之が決裂を來さんとする口實に引用せしめたものであることが明白となるであらう。

斯かる事態に直面して、獨逸が既に軍縮會議脱退と國際聯盟脱退通告とに依つて達成した行動の自由を實際的に行使したこと及び他列強の同意を求むることなく、自己の權利から其の防禦に要すべき軍備の建設を始めたことが自ら明白となつたが、之に伴ふ不快な隨伴現象は今や軍備制限に關しては一言も言及されず、斯くして恠敵す

べき軍備競争が實際に開始せらるゝに至つたことであつた。然し之に對しては獨逸は責任を負ふべきものではな
い。同時に佛蘭西がバルツに依つて新に始められた獨逸に對する戦線の構成と包圍政策とを遂行した點より見
れば、それ丈獨逸の責任は僅少であつたのである。

然るに茲にバルツの死が生れ、彼に代つてラツアル(Ludwig)が登場したが、彼は前任者バルツよりも柔和
であり、妥協的であると見られてゐたが、又してもアレキサンダー王暗殺の爲めユーゴスラヴィアの新秩序建
設が必要となり、佛蘭西の計畫を直接実行することは不可能となつた。英國がどうして此の機会を看過しやう。
議會や新聞は當時印度新憲法を廻つて論争を始め、同時に埃及に於ては組閣問題が惹起され英、埃關係新調整を
必要とする難局に當面してゐた。英國は従來の如く歐洲の不安を利用出来なくなり、一九三四年十一月二十八日
し、此の不安の根源は正に獨逸の軍備に在り、而も之はヴェルサイユ條約違反であり、従つて處断さるべきであ
る。然し獨逸の軍備は之を絶滅することが出来な一個の事實であり、世人は之を肯定しなければならぬ。同
時に最大の危機が秘められ、此のヴェルサイユに隠れて獨逸の軍備が着々實行されてゐるといふことを看過してはな
らぬ。何人と雖も獨逸の軍備範圍を知る者なく又何なる計畫を實際に追求してゐるかも認識し得ない所であ
る。此のヴェルサイユを寸断して秘密を曝露することが必要である。然し列強間の交渉が再會されない限り、之を行
ふことは不可能であらうと述べたのである。

ポールドウインの演説は人心に聳動を興へたが、注目すべきことには演説の眞意が一般の誤解を招いたことと
ある。佛蘭西に於てはポールドウインが獨逸の態度を難詰した爲め極めて之に満足の意を表明したが、獨逸に於て
は之と同じ理由から大きな不満を表したのである。即ち佛蘭西が交渉を決裂させた以上獨逸は獨力に依つて其の
安全を固る外なしとしたのである。ポールドウインの此の非難演説が一方では英吉利人の教師振つた性癖から出
たものであり、他方佛蘭西の輿論を満足せしむるに充分であつたこと及此の演説の重點は斷じて之に出でたので
はないことを世人は看過してゐるのである。寧ろ獨逸の再軍備を認めなければならぬこと、そして此の事實から
出發した新交渉が開始されねばならぬと云ふ點に演説の重點を求むべきであつた。此の事はヴェルサイユ條約の
武装解除規定の遵守を決定的に抛棄することを意味するものであつた。英國は此の事態を明瞭に認むると共に他
の列強就中佛蘭西に對し之と同じ立場に立脚し之に依つて新調整に乗出す様要請したのである。之は取りも直さ
ず獨逸の見解が貫徹を見たことを意味するものである。されど獨逸は平等権が承認せらることを當然の前提とし
てのみ威羅巴の軍備制限に同意せんとするものであり、今や獨逸は自ら之を獲得し安んじて交渉に参加すること
が出来たのである。

ポールドウインの演説の眞意及彼の提案の範圍より見て、彼の演説が新行動の出發點となつたのは當然である。
斯くて再度英佛會談が開始され、其の結果十一月九日ツメルグに代つたフランダン首相はラツアル外相を帶同し
て十月三十日倫敦に赴き、同地に於てポールドウイン首相代理、サイモン外務卿及イーデン國庫尙書と會談を遂

けた結果二月三日の公表となつたのである。之は劈頭他の一聯の問題に觸れ、次いで軍備縮小問題に言及したものであるが、茲で必要なのは先づ英佛兩國が平和條約の拘束を受ける何れの國も一方的に條約義務を變更する權を有せずといふ點に合意したることである。然し平和保障に貢獻すべきものとしては獨逸と他の列強間に自由意思に依つて成立した軍備問題の一般的調整以外にはないのであり、斯かる調整は獨逸に對してはヴェルサイユ條約第五編の規定に代るものであらう。之に引續いて「保障體制」の必要性が生じた。之は東歐諸國協定案を指すものであり、獨逸の平等權を「安全體制」中に規定した一九三三年十二月十一日の辭府聲明を想起せしむるものであり、獨逸の國際聯盟復歸を企圖するものであつた。最後に英佛の兩國の外白耳義、獨逸及伊太利も參加すべき航空協定の可能性について論ぜられたものであつた。

扱て新しい基礎の上に立つて交渉を開始せんとする希望は佛蘭西の凡ゆる留保と條件とに抑へられてゐたにも拘らず、獨逸は之を歓迎する用意のあることを明にし、斯くて二月十四日既に回答を送り、更めて如何にせば平和の爲め軍備競争の危険を排除することが出来るかに付き他の列強と共同して之を検討せんとする意思を表明したのである。即ち獨逸は「英佛宣言中に表現された主權國間の自由取極の精神のみが軍備の領域に於ける恒久的な國際的調整に到達することが出来る」との確信を披瀝したのである。究局に於て獨逸は航空協定の考へに對し斯くして再び平和的瞭解への見通しが開けるに至り、從來獨逸間に横つてゐた他の重要案件が最近數個月間に

解決されたときはそれ文歐羅巴の事態は希望に充ちたものと云はなければならなかつたのである。

一〇、ザール地方の復歸

一九三四年に發行された「外交辭典」中ザール地方に関する論文の冒頭に「同地方は數百年の間佛蘭西に併合せられ之の分離は唯武力に依てのみ行はれたものである」と述べたのは巴里平和會議の佛蘭西使節の一員であり、首相であり、又外相であつたアンドル・タルヂュー(Audre Tardieu)其人であつた。

此の歴史的虚構は誤つてされたのかそれ共惡意に依つてされたか知らないが、巴里平和會議の際佛蘭西に依つて捏造され、而も之は二千方軒、人口八十萬の獨逸民族を有する此の地域の運命を決定すべき基礎となつたのである。實際ザール地方は獨逸の領有する所であり、ルイ十四世が始めて之を佛蘭西に併合せんとして、一六七三年軍隊を派遣して之を占領したが、四年後には早くも再び驅逐されたのである。次いで一六八一年彼は(不評判の)定評ある或る會合の決定に依りザールブリュッケン伯爵領の割讓を強要したが、一六九七年のリスウィク媾和(Treaty)に依り再び獨逸に返還されたのである。唯彼の手になつたザールルイス(Saarlouis)要塞のみが佛蘭西側に残存したのである。一七九二年に革命軍は再度ザール地方を占領したが、一八一五年の第二回巴里平和會議に於て獨逸は更めてザールルイス要塞を含む同地方の奪還に成功したのである。従つてザール地方が佛蘭西に歸屬したのは先の十六年後の二十二年の短期間であつたのであり、而も之を武力に訴へて奪つたのは獨逸に非ずし

て佛蘭西であつた。それ故巴里平和會議に於て佛蘭西がザール地方の合法的要求権を有するものであることを聯合國に對して説得するやうなことは出来なかつた所以である。佛蘭西の「原狀回復」(Restitutio)要求は達せられず、尠く其の目的の一端を果す爲めには間接的に他の極めて技巧的な方式を見出さざるを得なかつたのである。ヴェルサイユ條約第四十五條は「北佛蘭西の炭礦破壊に對する補償として又戰爭に基く損害に付獨逸の負擔する全賠償額の一部支拂として」ザール地方の炭礦に對する所有權を佛蘭西に讓渡せしめ、同時に國際聯盟委員會が管理者として同地方の施政を委任されたが、本條約實施期間の十五年滿了後本規定の存続及獨、佛何れの主權に服すべきかにつき國民に問ふ旨を規定したものであつた。ザール地方が國際委員會の支配下にあつて如何に苦難な時代に耐へなければならなかつたか、さうして獨逸の不利になるやうな解決方法を準備する爲め佛蘭西の指導的勢力の下に國際委員會が如何に職權を濫用したか、既に周知のことである。然し又同地域の住民が其の眞は眞相の把握に迷つてゐた。一九三三年獨逸からの移住者が同地方へ雪崩れ込んだ時、世人は移住者の應援を得て又人民投票遷延の口實を求めてゐたのである。此の口實の一つは特殊な少数民族保護は人民投票後效力を生ずべき施政に對し反對の意見を表明した者の爲めに創設せらるべきであるとの佛蘭西側の主張に見られ、之には又人民投票實施中安寧及秩序維持の爲め國際軍或は佛軍を引入れて之が確保に任ずべしとする佛蘭西側代表の意見も加はつてゐたのである。

之等の問題が一九三四年早々に持ち出されたとき、聯盟理事會は先づ例の如く遷延、延會に依つて自衛の策を講じたが、結局豫備對策を講ずる決心をしなればならなかつた。此の觀點から理事會は伊太利のアロイジオ・ムッソリニを委員長とする三國委員會を開設したが、彼は事實稱讃すべき業績を挙げ又巧妙に獨逸間の斡旋を行つたのである。其の使命は容易ではなかつた。佛蘭西は再三再四新要求や提案を爲し、一九三四年六月二日アロイジオ・ムッソリニの斡旋に依り獨逸兩國間に投票權者に對し直接間接の何等の壓迫を加へざること及投票に對し責任を負はせざることの諒解が成立したが、二、三日後の六月五日理事會は幾多の決議事項を決定し、人民投票をヴェルサイユ條約規定に適應して一九三五年一月十三日施行のことに決定し、更に人民投票委員會、人民投票國際裁判所の開設及投票期間中地方警察及憲兵隊の強化、必要あれば外國の兵力をも派遣することを許すこととなつた。同時に獨逸兩國政府は之に依つて生ずる費用支辨の爲め前拂を爲す様要請され、獨逸は同費用持分引受の法的理由は存しなかつたにも拘らず、予め之が準備を爲し居たる旨言明したが、人民投票の必然性を發生せしめたザール地方割譲は率も獨逸に依つて惹起されたものではなかつた。それかと云つて獨逸は紛糾を生ずることを欲せず、従つて本問題に於ても之を歓迎したのである。

それにも拘らず佛蘭西政府は新に故障を發見するに無力ではなかつた。八月三十一日バルツは聯盟理事會宛電書を提出し、一聯の新規要求を提起したのであるが、其の中顯著なものは、投票後一定期間外國籍を有する全

員に對し其の資産を外國爲替相場に於て所有する權を附與して之を保證すべきこと及ザール地方を投機者乃至不正業者の樂園とするに適當な規定であつた。然し實に奇怪なことは本規定並同種諸規定遵守に關し之を監視する爲め十五ヶ箇間國際裁判所を開設すべしといふことであつた。

次いでザール地方の佛蘭西軍に依る占領の必要性が討議されたが、之は一九二五年及一九二六年の理事會決議を待たぬものである。理事會は同地方の運命を決定するに當つて人民投票の結果に拘束されるものではなく寧ろ自由裁量に従ひ同地方の安寧と歐洲の平和維持に最も有效なる如く決議すべきであるとして爲し、又幾多の主張、要求、提案等が爲されたが、之等は畢竟合理的根據がなく、一般が覺つてゐた如く折角得た掠奪物の喪失することを懸念した結果に外ならなかつたのである。

獨逸政府の毅然たる態度と同時に歡迎的且妥協的な行動はアロイジー委員會の道義的態度と相俟つて之等凡ての不當な派生物を防止することが出来たのである。當時パルツィではなくラヴァールが主宰する佛蘭西は遂に協定に同意する外なく、同協定は十二月五日理事會の承認を得、又ヴェルサイユ條約の規定に幾多違背するものになつたが、佛蘭西軍隊は之には關與しなかつた。投票權を有せざる同地方住民に對しても政治行動に對する刑罰、民族及宗教に關し何人も差別を受けざることを保障が爲されたのである。

最後に炭礦に關する佛蘭西への損害賠償問題は獨逸側より歡迎を受けたが、それ自體獨逸は斯かる損害賠償を爲す法律的理由はなかつたのである。佛蘭西の炭礦破壊によつて生ずる損害はザール盆地炭礦の産出で既に過剩に補償されてゐたことは確かであつた。他方ザール炭礦が損害賠償に計算されて佛蘭西に引渡された以上、ヤング案は獨逸全損害賠償義務を包含するものであり、同案が一九三三年無効となつた後は、之と關係なく部分的要求を爲すことは出来ない譯である。斯くしてザール炭田は何等獨逸の反對給付なくして返還せざるを得なくなつたが、それにも拘らず獨逸は一億五千萬ライヒスマルクの支拂を準備したのである。之は獨逸が政治的考量に依つて齎された財政上の犠牲であつた。

一九三五年一月十三日投票は施行された。投票は何等の事故もなく終了し、且ザール地方の獨逸復歸承認を明瞭にしたのである。即ち投票權者總數五十三萬九千五百四十一名中、投票者數は五十二萬八千五百八十八人であり、其の中獨逸復歸票數は四十七萬七千七百十九票で、九〇・五パーセントに當り、九パーセント弱即ち四萬六千五百十三票が國際聯盟從屬を希望したのである。

而して佛蘭西歸風希望投票數は僅二千二百二十四票に過ぎず、無効投票數二千二百四十九票であつた。斯くして一月十七日投票の結果が聯盟理事會に提出され、殘る問題は三月一日を期して效力を發すべきザール地方の獨逸復歸の決定のみであつた。佛蘭西外相ラヴァールも之に同意した。然し若しヒットラー總統が人民投票の結果が發表された後、今や獨逸兩國間の領土に關する懸争問題は全て解決を見るに至つたとの聲明を發表したならばラヴ

ナチス・獨逸外交政策論

五二

ル外相は理事會の演説に於て復讐なく之に妥協はしなかつたであらう。彼の陳述は體面ある然し拘束力なき同意の外に佛蘭西が従来屢々妥協を回避してゐたと同様の形式法學上の留保を齎したものであつた。彼は佛蘭西の要求する安全保障を再び取り上げ、ザール地方の軍備撤廢の必要の暗示さへも窺ふことが出来たのである。之にも拘らずザール問題の解決と共に危険な紛争の原因が除去されたことは飽く迄事實であつた。

一、一九三五年三月十六日—國防軍の再建

獨逸は二月十四日附の公文を以て軍縮を歓迎する旨を明にしたにも拘らず、進行中の軍備交渉が突如不利な方向を取つたことは、丁度前章の此の觀點より見て驚愕の外はなかつたのである。之に對する最初の障礙は英吉利から出たものであつた。

形式的には依然労働黨々首マクドナルドを首班としてゐた英吉利政府は議會に新軍備案を提出し、三月四日附の青書を以て之を基礎附けたのである。之には獨逸の軍備に依つて招來さるべき世界平和の脅威に關し詳細に記述され、獨逸民族中獨逸青年を組織する精神が尠からず危険であるとの見、之と關聯して爾餘の諸國家の軍備が述べられたが、之は全く中譯的のものであり、注意すべきことには佛蘭西の名前は前記國家中には發見出来なかつたのである。それ故に青書は正に獨逸に對して發せられた公訴狀であり、此の中には未來の敵が認められ、英吉利の軍備擴張が之を目標とするものであるとの印象を避けることは出来なかつた。斯くて英國政府提案中には

歴案たる軍縮會談の妨害を必定ならしめた不親善的行動を取らせざるを得なかつたのである。

従つて斯かる種類のものには寧ろ英吉利政府の意圖の中に在るものではないことが主張され、寧ろ青書の編纂を委ねられた軍事専門家の不手際が問題であり、彼は官憲の提供した資料を何等の悪意なく簡單に利用したものであつた。而も此の中で先づ第一番に獨逸の軍備が顧慮されたことは不幸な偶然であつたに過ぎないと云ふのである。勿論事態が斯くの如きであつたことは有り得ることであらう。首相が青書を印刷に附する前に一讀し其の證據に一九三五年三月一日彼が署名した事實は嚴然たるものである。従つて不手際は非政治的な軍人よりも遙に之を重視した彼首相の側からも爲されたものであらう。獨逸政府は其の相手を輕視し、此の種の酌量すべき情狀を加味することは出来なかつたのである。瑞典のオクセンステイルナ(Oksenstierna)首相の、言葉は世界を支配するものであると云ふ此の言が眞理であることは認めるが、寧ろ獨逸政府としては熟慮された政治行動を信する外はなかつたのである。

其の上にて、三日後には更に佛蘭西の妨害が現れたのである。

三月十五日佛蘭西政府は議會兩院に於て、即ち下院ではフランダン首相、上院ではベルノー法相の口より來る四月徵集すべき新兵の在營期間を六ヶ月、翌年度以降徵集の同期間を一九三九年迄一ヶ年延長するに決した旨を明し、同時に新入營兵の平均年齢を二十歳に引下げ、且傭兵の數を増強することとなつたのである。之は實際に於て在營期間二ヶ年制を採用し、最初五〇パーセントの兵力増加、次いで百パーセントの増強を意味するもので

第二章 國防手続を繞つて

五三

た。然し此の緊急措置は獨逸の再軍備に基くものであり、而も他の諸國の軍備は問題視せず専ら獨逸の再軍備にあつたものであつたのである。

従つて致にも亦直接獨逸を目標する行動が発生した譯である。然して此の場合は政府の言明といふ嚴肅なる形式で爲されたものである以上、過失乃至不手際等と云々するが如きことは斷じてあり得ないのであつた。佛蘭西新聞は此の措置の眞義を、一齊に強調したのである。國民は佛蘭西が又も一九三四年七月二十四日の公文書に依ると同じやうに自然に開け行く諒解を意識的に妨害しやうとしてゐたことは當然下すべき結論であつた。佛蘭西斯くの如く獨逸の交渉相手國たる英佛兩者より挑戦と解する外なく、且進行中の交渉を繼續不可能ならしめた一手段が執らるゝに至つたのである。

獨逸は挑戦に應じたのである。佛蘭西政府の聲明の翌日、即ち三月十六日獨逸は僅か三ヶ條より成る國防軍建設に關する法律を發布し、之に依つて兵役義務制を復活し、獨逸常備軍を十二軍團、三師團に決定したのである。同時に獨逸政府はヴェルサイユ獨裁の爲め破壊された軍事裝備の驚くべき數字を舉證しつゝ、獨逸の武裝解除の歴史と之に關聯して獨逸の軍備平等權獲得の闘争を概括的に記述した布告を發したのである。右の法律及布告は無條件に獨逸民衆の感情的賛同を得、獨逸政府の採つた措置はヴェルサイユ獨裁の爲め獨逸が蒙つた最大の屈辱を解消するものであり、又國民に深く根差してゐた偉大なる傳説を甦生するものであつた。同時に此の行爲には獨逸が國際聯盟脱退の際引受けたのよりは著しく僅少ではあつたが、一つの冒險が結び付てゐたのである。獨逸の軍備が未だ他の諸列強とは匹敵する迄に至つてゐなかつたのは確かである。然し其の地位が一九三三年當時よりも高位であつたことは疑ひない。而も尙獨逸の軍備が外國に於て著しく過重評價され、従つて外國の急襲を受ける危険は殆ど豫期する必要がなかつたのである。之は扱て置き獨逸内の全事象に對する判斷には獨逸今次の措置が完璧であつたといふ確信が基準となつてゐたのである。

佛蘭西新聞は三月三十一日附抗議文で從來の主張を蒸返し、獨逸は二月三日の倫敦宣言に同意したことに依り其の同意表明當時の基礎の上に行動すべき義務ある旨を主張したが、之と同じ思想は三月十八日の英吉利、同二十一日の伊太利政府抗議文にも現れたのである。然し彼の二月十四日附獨逸公文中には文字通り此の意味に解し得る言葉は全然見出されない以上、前記思想が無根の主張であることは明白である。然し萬一之が事實であつて獨逸が實際上其の責任を負つたにせよ、英佛側が獨逸と何等の諒解も遂げず軍備擴張を決議し、而も之が獨逸を目標とするものであることを明瞭に表明した以上、之は全く根柢ないものである。

一方には感情的な性質を帯び、他方には政治的性質を帯びた之等の考量のみが獨逸の行動を批判する爲めの標準ではないことは明かである。又之等の考量と併せて否より前に法律的立場からも獨逸の行動は批判されるべきものである。即ち法律に合致した行動を探ることが獨逸の思想及感情の欲求に應へるものである以上、法律的立場から批判することが必要となつて来る譯であり、且佛蘭西と更に之と歩を一にする英吉利、伊太利及唯、一國を除いた其の他全部の國際聯盟加入國が獨逸の法律違反を非難し、之を基礎にして今後の手段を講じたことから見

ナチス・獨逸外交政策論
ても亦必要なことである。

五六

茲に回答を見出す爲めには、國際法が條約、經驗則、論理的歸結及概念構成の混淆ではないことから出發しなくてはならない。國際法とは寧ろ國家の共同生活を平和且嚴肅に保障すべき秩序なのである。平和且嚴肅なる國家の共同生活は國家基本権を侵害しないことを本質的前提條件とするものであり、凡ゆる國家の最高基本権は然しながら名譽權であり、又自己擁護權である。此の權利は國家の國防主權中に現はれ、國防主權の凡ゆる侵害、制限、破壊は從つて最も非道義的且不法行爲を意味するものである。國家は唯他國との相互諒解に於てのみ自由意思的に其の國防主權の行使及實現の程度を制限し得るのである。如何なる國家も個人權、個人の榮譽及個人生活の基礎を抛棄する公民間の契約を容認するものではない。斯かる契約は道徳に反するものと看做され且最初より無効である。國家共同體が同じく非道義的な契約を有效と認め且暴力を以て之を維持し得るものと考へられやうか。

巴里平和條約は、戰敗國の國防主權を破壊した以上民族共同體の道徳律に反するものである。それは國際法を素り従つて無効である。故に本條約を破砕する諸國民に對しても法律違反の非難は斷じて提起され得ない譯である。扱て然し、條約は神聖であると謂はれてゐる。若し獨逸がヴェルサイユ條約の縛絆を脱しやうとすれば、相手國と諒解を得て之を爲さねばならなかつた。然して相手國は之を迎へる用意があつた。

之は正に虚偽である。非道義的不法且無効の條約は神聖ではあり得ない。何となれば之は法律上畢竟あり得ないことだからである。假りに或る國民が敗北を喫して假裝條約を強要せられた場合、解放を期する爲には何等新しく條約を必要とはしないのである。自力に依り、自らの權利に依つて其の國防權を回復し、彼の假裝條約破壞の宣告を爲すことが出来るのである。

329

問題は不法を克服するにあつた。戰勝國として國際聯盟に参加してゐた國ですら當時之を認めてゐた。之等諸國就中英國はヴェルサイユ條約を事實既に拋棄してゐたのである。一九三四年十一月二十八日の演説に於て獨逸の國防主權回復の用意ある旨を聲明したのはポールドウィン其人であつた。然し彼は此の聲明から實踐的結論を下すことを躊躇したのである。斯くて佛蘭西は獨逸の復活妨害の爲め即ち舊來の不正から新利益を得んが爲め全力を傾注することが出来たのである。

扱て獨逸は此の芝居を打破つたのである。獨逸が其の國防主權の回復即ち國家基本権の回復を克ち得たのは皆て之を奪つた諸國の手から、交渉の結果に依つて得たのではない。其の力と果斷とを以て自己の權利を回復したのである。同時に又國際法を巴里獨裁の非道義性と不法性により解放し、之に眞の使命達成への途を啓示しつゝ、民族共同體に無限の貢獻を齎したのである。今日漸く國際法は總ての國民の名譽と平和とを保障する秩序を挽回することが出来たのである。

然し斯かる基本的思想を否認し、唯明白に承認された實際的規則や具體的な條約規定のみを適用せしめんとする者に對しては、特に佛蘭西に於て行はる實證主義と雖も法的地位を客觀的に批判するに當つては獨逸の態度を

第二章 國防主權を繞つて

五七

見や角非議することは出来ない筈であるとの異論を唱へよう。
 佛蘭西は獨逸が平和條約に依つて軍備縮少の義務を負つたと指摘する。其處では就中此の平和條約が法律的に拘束力を有するや否やの問題が存してゐる。此の問題は飽く迄否定されなければならぬ。之は獨逸が署名を要されたが故にさうであるのではない。平和條約といふものは、稀にある例外は別として、常に強制的結果であり、又將來に亘つて強制する脅威の結果である。従つて國際法は強制に關して平和條約を論駁するを許さない。去りながらヴェルサイエ條約は他の不治の欠陥に悩んでゐるのである。

獨逸は、亞米利加がランシング國務卿署名の一九一八年十一月五日附公文に於て、全聯全國の代辯者として與へた保障を信頼して武器を捨てたのである。茲ではウイルソン大統領の一九一八年一月八日の十四ヶ條並軍備縮少に關係なき二個の留保を有する其の後の聲明が、来るべき平和の不變の基礎であるとされたのであるが、然し軍備縮少の基準となつたのは「一國の軍備は國內の安全確保に必要な最小限度に制限することに對し適當なる保障の交換」であるといふ第四條であつた。而して獨逸の一方的軍備縮少に關しては何等述ぶることなく、其の多く問題に於て、約言は破棄せられ、武装を解除された獨逸はウイルソンの平和綱領とは似つかぬ條約署名を強制されたのである。破約と、之に依つて犯された欺瞞はヴェルサイエ條約を無効ならしめるものである。此の論證は、常に佛蘭西の法學者及其他の聯合國に對し幾度となく保留され、決して之が眞面目に考究されたことはなし、又之を反駁する試みも爲されたことはなかつた。全て類被り主義であり、平和豫備條約たるラン

シング公文の存在すら五月蠅い世間に對しては故意に之を保留し、頑強にヴェルサイエ條約の效力と神聖とを固執し、現在尙固執してゐるのである。然し此の條約自體に依つて獨逸の行動の正當性が判明するのである。本條約は第五編の前文に於て「各國軍備の一般的制限の開始を可能ならしむる爲」獨逸は武装解除を約するものである旨の宣言を包含して居り、若し佛蘭西法學者が此處には何等義務も負擔されず、唯目的のみが指示されてゐるに過ぎないと云ふならば、斯かる解釋は信義誠實の原則に反し、従つて拒否せらるべきものである。更に國際聯盟規約第八條、之は同時にヴェルサイエ條約第八條であるが、之にはウイルソン第四項の義務が聯盟加入國に依つて明に負擔されてゐるのである。獨逸はヴェルサイエ平和獨裁に署名するの巴むなきに至つたとき、聯合國が自ら負つた義務を履行せしむる権利を聯合國が負つた義務は充分なものではなかつたが得たのであつた。獨逸は此の權利を國際聯盟加入とは全然別個に享有したのである。即ち聯盟加入前に獨逸に歸屬し且脱退後も残つてゐたものである。

聯合國は軍備の義務を履行せず、一九二〇年一月十日ヴェルサイエ條約發効より一九三五年に至る十五年間、彼等は常に新しく口實を設けて之を拒否し続け、獨逸は之に警告し、再三再四彼等と交渉を遂げたのである。十五年の歲月を空しく待望した揚句、獨逸が彼等聯合國が國際聯盟規約第八條及ヴェルサイエ條約第五編前文の二度の約言を果す意思のないことを確認するに至つたからと云つて、又之から結論を下し、愈々自國に強要された制限から解放されたと云つて、何も獨逸に非難を浴せることは出来たものではなし又さうしてはならぬものである。

ナチス・獨逸外交政策論
六〇
法律、政治、道徳何れの立場より見ても、獨逸は國際法違反と條約義務侵犯の訴へから釋放さるべきものである。一九三五年三月十六日に斷行されたものは、法律に反し又道義に悖つた束縛からの解放であり、獨逸がヒットラー總統に感謝すべき行爲であるばかりでなく、國際法の眞の基礎を回復した以上、全民族共同體としても何時かは感謝を捧ぐべき行爲であつたのである。

十二、ストレーザと壽府

世界の言論界は此の獨逸の行動に對し激昂の叫びを以て答へたのである。英、佛、伊三國は抗議文を手交し、而も佛蘭西は更に三月二十日附公文を通じて國際聯盟理事會を招集するに至つた。同時に右三國は四月十一日のストレーザ會同に同意を表明し、他方彼等は三月二十三日附の共同聲明に於て、ラヴァル、イーデン及スヰイチ(Swisch)は巴里會談の席上、豫て計畫中たりし英吉利關係の伯林訪問を證據調の目的を以て行ふことに意見の一致を見た旨發表したのであつた。事實之は實現したが、聊か奇怪な結果を齎したのである。即ち條約破壞と世界平和毀損の塵によつて獨逸に重大な苦情が持ち込まれたとき、英國外相ジョン・サイモン卿及國體尙書アントニー・イーデン氏は公訴國代表として被告の首都伯林に乘込み、三月二十六日附政府の發表通り「忌憚なく且最も友好的形式に於て」交渉を遂げ、其の結果「英、獨兩國政府は國際的協力の促進に依つて歐羅巴の平和確保の目的に邁進せんとする」に決したのである。之に依つて推論すれば、英吉利は佛蘭西の行動に對しては半端

的に關與するに止め、根本に於ては飽く迄從來執り來つた周旋の役を演じたい意向であることが明瞭であつた。之に拘らず英國はストレーザ會談に参加したのである。同會談は四月十一日に開始され、十四日各種の決議が成立したのであつた。此の決議中軍備制限に關する交渉を繼續すべきであるとする希望が明にされたことは、恐らく英吉利の力に歸すべきものであらう。反之此の英吉利の希望を實現せしむるに當つて尠く共同體となるのは、獨逸の態度に對する批判であるが、之が明にされたのは佛蘭西の努力に歸すべきものである。特に獨逸の再軍備綱領の程度が「從來軍備論の基底となつてゐた數的評價を無價値化するもの」であるとの一項は全く純佛蘭西式である。佛蘭西は來るべき交渉に於て其の要求を確保すべき留保を此の點に含ませてゐたのである。然し交渉の出発點が、獨逸に對する非難である限り、獨逸は此の交渉には畢竟應ずることは出来なかつた。然し更に重大なことは、數日後の國際聯盟理事會の決議に前記三國が相互に合意したることである。之に依つて事實上凡ての橋は斷ち切られてしまつたのである。

佛蘭西は三月二十日附の聯盟理事會宛通告文に於て、既に執るべき態度に關し簡潔に表明し、即ち獨逸が一九三三年十月二十一日に國際聯盟脱退を通告したこと、然し之は聯盟規約に依り今後尙二ヶ年間聯盟國たるべきこと、従つて現行諸條約規定の義務を遵守すべきものなることに言及したのであつた。斯くして佛蘭西は四月九日廣翰なる覺書を手交して、獨逸が之に服従せず且ヴェルサイユ條約第五編の規定を侵害するものであるとの訴言を提起し、又曩の獨逸宛抗議文中に擧げた責任、即ち獨逸が交渉の停滞してゐる間に當該問題を一方的に解決す

る爲め、策を弄した旨の責任が新に之に加はり、更に斯かる事態が許さるゝに於ては暴力政治を行ふ外に餘地はないであらう。條約及義務の概念は國際生活に於て明に放棄され、之に對しては單なる道徳的非認を以てしては尙足らざるものである。聯盟理事會にして若し其の使命に忠實たらんとせば、宜しく斯かる獨逸の行動に對處し、既往の事態を消滅せしめ以て之が再發を防止すべき義務を有するものであると述べたのである。

以上の陳述は明に獨逸に對する暴力行使を企圖するものであつた。佛蘭西外務省の肚は恐らく、從來何等の眞價を發揮しなかつた國際聯盟の獨逸制裁機能發動し、以て三月十六日發表の獨逸軍備綱領を撤回せしめんとするに在つた様である。之は明にストレーザに於ける協定と矛盾するものであつた。それは制裁の發動と平和的交渉とは相互に排除するものだからである。問題は唯佛蘭西が、理事會提出の覺書に表現された考へ方が、其の後ストレーザに於て實現しなかつた爲め、更に交渉の方法を探らねばなるまいとの信念を抱いてゐたか、それ共理事會を動かして前記三國間に成立した協定を犯さしめ、斯くて佛蘭西の目的を達成せんと密に望んでゐたかと云ふことであつた。

此の目的については、勿論佛蘭西の公文にも又政治家の其の他の言明にも述べられてはゐなかつた。唯權利侵害の名に於てのみ述べられ、其の回復の爲めにのみ獨逸に對し法律的手段に訴へんことを要求したものであつた。即ち佛蘭西の外交政策は大戦後常に自國の利益の爲めに獨逸に對しては、専ら世界平和の爲め、國際法保護其他道徳的並法律的財貨の爲めに闘つてゐるかの如く装つてゐたのである。夫れ故にこそ他の同じ場合の如く此處で

も權利の爲めの假裝的闘争が明に違法に遂行せられたことは特に注意を惹く譯であつた。之は形式的並實質的観点から見ても同様然りであつたのである。

形式的違法は國際聯盟理事會の手續に關する規定に違反する點に現れてゐた。同規定に依れば一人又は數人の報告者が任命せらるゝことになつて居り、彼等は理事會に事務報告を行ひ、決議を申出づる義務があり、此の場合報告者は事實の客觀的説明を爲し、其の都度賛否を決定し、斯くて事件の實質的且公平な判斷の基礎を創造することが彼等當然の任務であつた。然るに此處には此の手續が忘却されたのである。成る程、最初は報告義務を重視して西班牙代表マドリアガ氏(Madrinea)に之を委任したのである。然るに新聞の報導に依れば、彼はマドリッド政府の特別決議に基き斯かる重大事項に關しては單獨で責任を負ふべきものではなく、他の一、二の理事會員と共に共同報告者として責任を頗る度き希望を表明したと云はれ、又此の希望は斯かる場合常にさうである如く、達成されるであらうと述べたのである。然し結局之に對しては何等の理由も附せられず、凡ての報告義務は放棄されたのである。寧ろ英、佛、伊三國に依り、ストレーザに於て完成された決議案が提出審議され、投票に委ねられたのである。之は形式的報告にある討議の客觀性に對する保證の除外を意味するものであつた。此の保證は成る程それ自體些細なものであるが、然しだからと云つて輕視出來ないものであつた。マドリアガ代表は討議に際し、斯かる事情にあつては變更を提案する可能性はないと指摘したが、尤もなことであつた。之に對し理事會議長リュステュー・アラス(Lusteu-Arass)は手續の問題は討議の最後に提出し得ること及理事會の

三國が決議案起草の勞を引受けた故、報告者の任命は不要である。尤も變更を申出することは勿論各會員の自由であらうと回答したときは、甚だ異妙な印象を與へたのである。然るに討議が終了するや、論議は他の問題に轉じ、手続及變更動議に關しては一言も觸れなかつたのである。

扱て國際聯盟理事會は政治團體ではあるが、然し裁判所ではない。然し假りに或る主權國の行動の合法性に關して判決を下さうとすれば正義即ち簡單な儀禮は、理事會が自ら決定し、多年の實習中に遵奉して來た形式を嚴守することを要求するものである。斯かる立場から見れば、同じ國家が同時に原告であり裁判官であることは又重大な矛盾であるやに思はれるのである。最初理事會に訴願し、次いで正式の告訴狀を提出した佛蘭西は原告であつた。そのみならずストレーザ決議に於て佛蘭西の見解を獨自のものとした英吉利及伊太利は同様原告であつた。原告が判決案を提出し、政治的重量に依つて其の承認を強制した以上、それは明に凡ゆる法原則を侵害するものであつた。決議案に對して全く自由に接觸しやうとすれば、それは西班牙と英、佛、伊三國とを結び付けてゐる友好及畏敬の紐帯を無視することになる旨を、至極鄭重な皮肉を以て説明しつゝ、痛い所に手を觸れたのは又してもマドリヤガであつたのである。

左はあれ、之等手續の不備は重大であり且法律意識を著しく侵すものではあつたが、之に基いて四月十七日理事會が爲した決議の内容に現れた凡ゆる法の無視の前には啞然たらざるを得ないものであつた。之を一讀すれば凡ゆる法律感情を無視し、同時に無知と不誠意とを暴露し、狡猾で而も見え透いた辯證法を以て法を枉げんとす

る文書がどうして公然と作成され、發表されたか殆ど理解出来ない所である。

右の決議は其の出發點に於て佛蘭西の見解が認められ、凡ゆる條約義務の良心的遵守が國際生活の根本原則であり、又如何なる列強も其の條約相手國と諒解を違ぐることを許さぬことと許されない。之が國際法の主原則である旨を強調したものであり、一九三五年三月十六日附獨逸の國防法公布は此の規範に矛盾し、從つて何等法律を創成するものではなく、歐羅巴の安全を脅威するものであるとしたのである。又獨逸は斯くの如くして二月三日以來續行中の商議を妨害し、更に之に對して「理事會は、獨逸が國際團體の全員に課せられた責任遵守の義務に違反したものと認め且國際義務の一方的破壞は凡て之を有罪と宣告する」と云ふのである。夫れにも拘らず理事會は之に引續いて二月三日の案を提出し、或は之に参加した政府に對し、同案中に述べられた平和確保の目的を達成する爲め既に開始された商議の續行を要求し、最後に理事會は智利、佛蘭西、和蘭、伊太利、ユーゴスラヴィア、加奈陀、波蘭、葡萄牙、ソ聯、西班牙、土耳其及洪牙利諸國代表より構成せらるゝ委員會に對し、一國が國際義務の一方的破壞に依つて平和を毀損せんとする場合、今後執るべき措置を提議することを委任したのである。

斯くして勿論佛蘭西は其の秘かに抱いてゐた目的を達するに至らなかつた。理事會は獨逸に對する制裁規定の適用を決定せず、且例に依つて委任會を設置することに依つて狼狽を免れやうとしたのであつた。加之理事會は此の委任に關して執るべき措置に付ては、唯將來且再發の場合にのみ講ぜらるゝことを明にしたが、然し決議自

體が重大な違法を意味する事實に關しては毫も變改が加へられなかつたのである。國際法の何の教義を繕いても、決議の冒頭に組入れて其の基礎とされた命題が全然根據なく又決して效力あるものでないことは國際聯盟理事會員は何人も之を確信してゐる筈である。條約上の義務は凡て維持さるべしとか、何れの國も條約自體から逃れることを許されないと云ふことは何も國際法の根本原則ではなかつたのである。國家緊急の概念は常に存在し事態存続の原則 (Causa rebus sic stantibus) は常に存在してゐた所である。さうして相手國が條約に違反すれば解約を爲し得るものと認められてゐた。従つて眞の國際法の高度の觀點は別として佛蘭西の代表する形式的且實證主義的法律論から見ても、獨逸は佛蘭西と同様の行動を採る權能があつた譯である。

決議に於て彼の不當の論題から出發した事實上の主張を反駁する必要はない。武装せる獨逸隣接國數百萬國民に對し精々獨逸の暴露せる國境を防衛するに足るべき軍隊を創設したとて何も平和を脅すものではなく、却て之を保障するものである。獨逸が三月十六日の法律を、商議続行中に公布したことを違法とする非難に對しては論駁すべき一言の文句も必要ではない。唯骨て明に獨逸を目標とした英、佛兩國の再軍備措置を想起すれば足りるのである。

萬事斯くの如くであるから、理事會が之を基礎として下した宣告は崩壊するに至るものである。宣告の土臺を爲す法規も、事實上の主張も同様根據なきものであり、無効であり、空虚であり、而も之を公けにした者の有罪である。を意味するものであつたのである。四月十七日附「タイムズ」紙の報章に依れば、最後に至つて本來の表現法を緩和し、獨逸の態度を直接難詰することは實行しなかつたと云ふが、此のことに依つて此の違法性は毫も減する譯ではないのである。此の際英吉利と佛蘭西との間には字句の上で面白い相違が現れたのである。即ち佛蘭西の原文には、理事會は國際義務の一方的破壞を有罪視且之を弾劾 (condemns) すると云ふに反し、英國のそれは許すべからざるものと宣告するに止めたことである (admits no unilateral repudiation)。之は正しく異つた二つの言葉を以て完全に一致した文書を作成することの至難であることより説明されるのであるが、寧ろ其處には明に政策的に微妙な差違が現れてゐるのである。尤も法的立場から見れば、それは無意味なことである。

他く迄無意味なのは何等有益な結果に導くことなく、寧ろ第十六條に關する文書の肩に新な衝擊を附へたに過ぎない彼の委員會の設置であつた。

斯くて獨逸政府は、四月二十日附文書を以て右決議に關與した諸國政府に對し、獨逸を審理すべき裁判官たる權利を否認し、右決議を獨逸に對する新しい差別待遇の試みなりと認め及之を徹底的に拒否する外はなかつたのである。獨逸政府は文書の末項に於て右決議中に處理せらるべき個々の問題に關する態度に付ては、適當の時期に於て宣明することを留保したのであるが、之は一ヶ月後即ち五月二十一日の總統の演説に於て現れた國際情勢調整に關する獨逸の提案十三ヶ條である。

茲に於て國際聯盟の決議は又しても極力拒否せられ、同時に獨逸は「歐洲平和確保の爲の總協力體制に参加」す

る用意ある旨を聲明したが、本協力が餘りに策を弄し過ぎた計畫である爲め、直に水泡に歸することなき様注意を喚起したのである。相互に矛盾する利害を完全に一致せしむることは不可能に屬する故、最少限度の目論見に満足しなければならず、右目論見も徐々にのみ實現を見得るものである。更に歴史的發展に期待をかけ且締結された條約改訂の可能性を虚心坦懐に把握することが必要であらうと述べたのである。

以上を前提條件として、獨逸は交渉に應ずる準備を爲し、國防軍建設計畫に關しては萬難を排しても之を固持せんとするもので、軍備制限は他の諸列強が之に對し齊しく服従する限りに於て問題となり、殊に獨逸は攻撃に適應する重兵器を除外すべき規程に同意するものであり、獨逸の海軍力を英國の三五「パーセント」に制限することに満足し、空軍力は西歐各國のそれと同率に保有せんとし、従つて凡ゆる軍備競争は最高量確定に依つて之を回避し得るであらう。獨逸は更に諸隣國と不可侵條約を締結し、又ロカルノ條約を航空協定に依つて補充せんとする用意を有し、同様に戦争の人道化を喚起し、道義的軍備縮小に合意し、以て言論、文書、映畫及劇に依る戦争挑發行為抑壓の希望を抱懐するものと聲明したのである。

一三、エチオピア戦争

斯くの如くにして獨逸は今後の商議に對處すべく、新に異論のない合理的出發點を指示したのである。然し之は佛蘭西が選擇し、理事會が自家藥籠中のものとしたのは別個の物であつた。若し之を用ひんとすれば、成る程諸

列強の完全平等權の範圍内に於ける歐羅巴平和は達成出来るであらうが、然し巴里露府に於て意圖する獨逸の恒久的不平等及壓制は達成出来なかつたのである。而も尙形式的觀點より見れば、獨逸は三月十六日附の法律を維持實行し、且四月十七日附聯盟理事會の決議を飽く迄拒否した事實が嚴存してゐたのである。若し理事會が面目を保たうとすれば之文に甘んずることは出来なかつた。理事會の決議を援けて之を有效ならしめんが爲め或る手段を講ぜざるを得なかつたのである。新設十三ヶ國委員會の討議は—之が成果を齎し得ないことは萬人の豫想する所であつたが—之を欺くことは出来なかつた。

然し何事も惹起されず、獨逸は何等の障礙もなく自己の途を前進することが出来た。國際聯盟は其の決議を實踐に移すことが出来ず、總て國際聯盟の内部に爆發せんとして今日早くも其の脅威を受けんとする紛争の拘束する所となつてゐたのである。獨逸は此の事態を明察して西歐諸國の要求を拒絶すべき正當の時期を選んだのである。佛蘭西は然し將來の發展を決定すべき一事態を自ら創造してゐた爲め、其の對獨政策の失敗を甘受せざるを得なかつたのである。

即ち一九三五年一月七日彼の羅馬協定が締結され、佛蘭西は協定の範圍内に於て伊太利のエチオピア政策實現に關與せざることとし、伊太利は躊躇することなく之を利用したのである。一九三四年十二月五日エチオピアと伊領エリトリア(Eritrea)間のツアル・ウアル湖畔(Carta)に國境紛争事件は聯盟理事會不斷の討議となり、又歳月と共に尖鋭化するに至つた紛争の發見點となつたのであるが、理事會は之が解決に策なく武力に依る解

決は不可避の形勢となりつゝあることが愈々明瞭に現れたのである。茲に容易に豫想せらるゝことは、英國が伊太利の計畫に反対し國際聯盟がエチオピア援助に乗り出すの餘儀なきに至るであらうといふことであつた。

伊太利は、*ius ad bellum* 即ち自己の裁量に従つて戦争を行使する權利を各主權國に對し無制限に享有せしむる古典的國際法を引用し、且伊太利の亞非利加植民地擴張が猶額の地に躡踏する伊太利民族の生存上必然であるとの建前にあることも明白であつたのである。エチオピアは平等の權利を有する文化國として承認を受くべき要求を何等提起し得ず、同國の大部分の國民が少數のハム・セム族に依つて奴隸視され、擄取され、更に同國の天然資源が開拓されずに居ることが妙からず重大性を有してゐたのである。然しながらエチオピアは一九三三年以來國際聯盟加入國であり、従つて國際聯盟は規約上其の獨立と領土保全擁護の義務を有する事實が之に對立してゐた譯である。斯くて國際法と巴里平和條約に依つて生れた國際聯盟法との間には矛盾が生じたのである。即ち國際聯盟を根柢から動搖、歪曲且行動不能に陥れんとする矛盾が生じたのである。

此の發展の到来は一九三五年春既に感知され、十月三日伊太利軍隊がエチオピアの國境を越えてより完全な發展を遂げ始めたのである。今や聯盟理事會は伊太利が規約を違反したものと宣言し、直接之に關聯して聯盟國特別委員會を創設して制裁規定適用に關し審議を行つたのである。所が其處では國際聯盟から世界に於ける最後の希望を奪ふと同時に歐洲列強の新情勢を招來し、従つて獨逸の對外政策にとつても亦意義を持つに至つた後珍奇な事件が演ぜられたのである。

國際聯盟は制裁を希望した。即ち對伊制裁措置を適用せしめたのである。之を迫つたのは、伊太利の亞非利加に於ける植民地擴張が英國の支配的地位を脅威するものと看做し、就中エチオピアの西北部にあつて埃及及スダン(Sudan)の灌溉の源を爲すナイル水源を含むタナ盆地(Tanabekien)を伊太利の手中に歸せしむることを欲せざる英國であつた。佛蘭西が若し自らの手によつて鍛鍊した對獨武器を破碎することを欲せざる場合、佛蘭西は制裁を迫らざるを得なかつたのである。然し正しく之に依つて佛蘭西は餘りにも狡猾に張り繞らされた自らの計畫に陥てしまつたのである。エチオピアを犠牲にすることに依つて伊太利を獲得せんとしたのであるが、今や之と敵對する危険に立ち、更に英國は自己の目的を達成する爲め伊太利を妨害したいのだが戦争状態に卷添喰ふことを寧も欲しなかつたし、それかと云つて其の軍備を忽にしてゐたので武装に依る和解には堪へ得ないと感じてゐたのである。確に其の懸隙は伊太利のそれより優勢ではあつたが、然し伊太利は多數且訓練精到の空軍を有して居り、空軍と海軍との力の均衡は全然不明であつた。

斯くて愈々注目すべき事態が発生するに至つた。即ち英、佛兩國主宰の下に對伊制裁が決議實行されたのである。戰時器材の供給を停止し且多量物資の輸入を封鎖したが、之が爲め伊太利の戦争遂行を著しく阻害すべき物資は之を廣翰なる品目表に記載することを避けたのである。然し伊太利は斯かる事態を敵性行爲と看做し、之に依つて結論を求めんとすることが明瞭に認められたのである。敵性行爲は萬難を排しても之を回避せんとして加奈陀代表が制裁委員會設立一ヶ月後の十一月六日石油、石炭及鐵の對伊輸出封鎖の勳議を提出したのであるが、之

が完全に失敗を喫する羽目に立到つたのである。最初勳議を聯盟慣例の遷延てふ方法に従つた處理し、次で加余陀に政變が勃發するや、其の提案者は召還され、斯くして本勳議は恰も根據なきものゝ如くされたのであつた。

伊太利は其の相手の弱さを知つてゐたので、自ら開いた途を固守し、其の目的を達成する術を心得、驚異的な短時日を以て天然の障礙を克服し、勇敢ではあるが然し拙戦、裝備不充分且歐羅巴の戰術に習熟しないエチオピア軍を征服したのである。一九三六年五月五日早くもアデス・アベバは陥落し、同九日エチオピアの併合が發表され、斯くして國際聯盟は最後の凡ゆる武力を行使して伊太利に干渉し以て聯盟加入國エチオピアの國家存立を回復するか、乃至は今や全く空文化した凡ゆる形式の制裁を放棄するかかの瀬戸際に直而するに至つたのである。現下の情勢では武力干渉は問題となり得ない爲め、僅に第二の可能性が残されてゐたに過ぎない。長期の交渉を経て七月六日制裁委員會は聯盟加入國政府に對し制裁撤廢を要請するに決し、斯くして國際聯盟史上極めて不評な一節は終りを告げたのである。然し委員會の執つた行動の結果は存続し、今後其の效力を發揮せざるを得なかつたのである。

伊太利は制裁に依つて障礙を蒙ることはなかつたが、此の制裁が伊太利畢生の目的達成を阻害する所の試みであると看做し、之に對して峻烈なる答を爲し、之に關與した國は凡て敵國と看做したのである。伊太利は國際聯盟の處置に對する責任を英、佛兩國に負はしめ、就中羅馬協定の義務に違反する國に對しては公然敵意を示し、反對に制裁に参加しなかつた諸國の行動は公然之を容認したのである。

之に屬する國は聯盟加入國中、當初より其の對伊親善關係の緊密性に鑑み對伊措置に参加せざる旨聲明したアルベニア、埃太利及洪牙利であり、聯盟脫退のブラジル及日本であり、就中脫退通告期限が一九三五年十月二十一日初めて滿了を告ぐる爲め制裁手續の當初は尙形式的には聯盟加入國であつた獨逸であつた。獨逸は脫退通告發表以降聯盟に於ける協力を停止し、更にヒットラー總統は九月十五日ニュルンベルク大會の演説に於てエチオピア紛争に關し、獨逸は何等關係なき同事件に對しては介入せざる旨を強調し、大いにして十一月七日獨逸政治外交通信には尙明確に獨逸の意思を表明したのである。即ち獨逸は其の無條件平和意思に矛盾すべき凡ゆるものを拒否し、又他民族の苦惱を増大せしむることを欲せず、従つて戰爭利得者の役割は、責任を自覺し、平和を念願する政策とは一致せざるものであると思念すると述べ、之に順應して十一月六日附法律に依り戰時器材の輸出には國家の認可を必要ならしめ、十一月九日附を以て或る種原料品の輸出禁止令を公布したのである。斯くの如く獨逸は自國の軍事的並經濟的利益に留意したのであるが、制裁に關與せることを飽く迄拒絶し、同時に正式の中立宣言を發せずして中立法の醇化された新解釋を採用したことは尠からず重大であつた。之に依つて獨逸は從來何等の障礙なく行はれ、且陸戰並海戰に於ける中立に關する現行海牙協定の基準を爲す思想に意識的且明白に對立したのである。此の結果中立國は成る程交戰國に對する凡ゆる軍事的援助は禁止されたが、然し經濟的關係に於ては尙自由を有し、特に戰時器材の輸出乃至通過貿易を妨害すべき義務を有せず、従つて中立國々民は兵器彈藥等陸海軍の必要とする凡ての器材を交戰當事國に供給する無制限の可能性を有してゐたのである。世界大戰に於

て此の中立法の無價値が遺憾なく曝露され、何れの中立國も交戦當事國との貿易に依つて自己富裕を斷念しなかつたのである。今や始めて某國は此の種の富裕を拒否し、戰爭利得者たることを欲しなかつたのである。斯くして今日は未だ發揮されなくとも、總ては必ず遂行され、實を結んで國際法に影響を與へるであらう道義的思想が鳴り響いたのである。

兎もあれ、獨逸の態度は伊太利に於て稱讃と感謝とを以て迎へられ、延ては一九三四年兩國間に介在してゐた對立の空氣も緩和され、兩國及兩國民の間の接近が展開せらるゝに至つたのである。

反之佛蘭西は一人二役を以て得んと望んでゐたのは反對の結果を獲得したのである。即ち伊太利を獨逸より離間して自己の陣營に引入れんとして、今や却て疏遠となり、而も公然敵性に迄昂じたのである。同時に又一九一九年に鍛えた武器を鈍刀と化せしめ、制裁體制が實際上適用出来ないことを實證し、且國際聯盟の威信に二度と再び取返しつかない衝撃を與へたのである。

一四、佛ソ相互援助條約

一八七〇年當時駐獨逸西亞大使たりしニューワフ伯(のScheidt)は、後日名言となつた、同盟の惡夢の爲めビスマルクの眠が妨げられると云ふ言葉を強調したが、之と一對をなすものは、以前より、特に世界大戰後進だしかつた佛蘭西である。即ち凡そ同盟と云ふものは其の極美の憧れの夢が具體化したものであると考へ、又

現に考へてゐる佛蘭西である。此の考へから佛蘭西は白耳義、波蘭、チエツコ・スロヴァキアと同盟條約を結び、ユーゴスラヴィア及羅馬尼亞及友好及安全保障條約を締結し、英吉利と同盟に等しい諒解を遂げ、更に又一九三五年五月二日にはソ聯と相互援助條約を締結するに至つたのである。此の相互援助條約は一つの新しい形式を表現したもので、之に依つて締結國は其の一方が第三國より攻撃を受けた場合相互に援助すべき義務を負つたのである。従つて聊と同盟の問題としてはなく、政治的文獻が佛蘭西とソ聯との關係を同盟と名付るのは安當ではないのである。形式的に見れば一見、決定的な意義を有するかに見える差違すらあるのである。それが凡ゆる領域に於ても又一定の個々の問題に於ても、同盟の本質は共に遵守すべき政策に付き協定することに存するものである。之に依り必然的結果として、相互援助の義務が発生する。反之相互援助は斯かる共同政策を認めないものであつて、唯第三國側よりする攻撃の可能性を注視し、此の攻撃に對して援助行為の義務を確定するのみである。然し實際上は此の差違は單に表面的なものに過ぎない。然り、吾人は斷言する、原因と結果が混同され、前提と結論が混同されて居るに過ぎないのである。即ち同盟に於ては共同政策に依つて相互援助の義務が生ずる如く、相互援助條約に於ては相互の援助義務が強制的に共同政策へと導くのである。相互援助條約は普通相互に緊密な關係に立つ國家間にのみ締結せらるゝものであるが、締結後之を越えて不可避免的に常に相互の干渉が行はるゝものである。之は兩締結國の何れも他國の政策の結果生ずべき紛糾に依つて不意打を受けることを欲しないからである。従つて形式的差違に拘らず同盟條約と相互援助條約とは之を其の本質と效果より見れば、原則

として相互に平等視することが出来るのである。

扱て然し乍ら國際聯盟加入國間の同盟及相互援助條約はそれ自體聯盟規約に矛盾するものである。ウイルソン米大統領は、一九一八年九月二十七日の演説中第三項に於て、國際聯盟内部に於ては「同盟乃至聯合、特別協定乃至諒解」は存在を許さずとの要求をなしたのである。事實之は國際聯盟の精神に矛盾したものであらう。然して國際聯盟なるものは、ウイルソン大統領が演説第三項に述べた如く「共通共同の家庭」たるべきものであり、同盟は凡て締約國間の緊密關係樹立と共に、不可避的に第三國との對立を醸成することは否定出来ないことである。聯盟規約第二十條も實に的確に「本規約の條項と兩立せざる凡ゆる義務又は諒解」の廢棄を宣明し、且聯盟加入國に對し今後本規約の條項と兩立せざる一切の約定を締結せざるやう義務付けたのである。然るに本規約の完成中早くも此の思想を貫徹することの困難が生じたのであつた。

ウイルソン大統領は、モンロー主義の爲め何等かの留保を爲さなければ上院が國際聯盟加入に反對するであらうとの確信に到達したのである。勿論之は實際に於て亞米利加の政略を表現する以外の何物でもなく、従つて一九一八年九月二十七日のウイルソン演説第三項及國際聯盟規約第二十條の禁令には抵觸するものではなかつた。然し亞米利加人の見解に依れば、此のモンロー主義から全大陸に跨る合衆國の保護權が発生し、又斯様にして新世界諸共和國間に緊密な結合が樹立された爲め、彼はモンロー主義を有利ならしむべく留保を動議したのである。然るに佛蘭西は此の機會を捉へて更に同盟體制の創設を許容すべき留保を要求し、之に依つて佛蘭西は戰

争の結果獲得した優越的地位を維持しやうと願つたのである。斯くて聯盟規約第二十一條が成文化されたのである。之に依れば、一方に於て仲裁々判條約、他方に於て「モンロー主義の如き一定の地域に關する諒解にして平和の確保を目的とするもの」の效力には何等影響なきものと云ふのであつた。斯くの如く佛蘭西は此の規定を利用して、歐羅巴に右の一定地域に關する諒解の網を張り廻らし、以て平和の確保の爲めではなくして、巴里獨裁の維持の爲めに之を利用したのである。小協商國協約も之に屬するものであり、又同様に佛蘭西自身が締結し、之に依つて地域的諒解の概念を許し難き方法の下に敷衍した彼の同盟及友好保障條約も之に屬するものである。而も之等は一定の地域に屬し又同地域内の關係が調整せらるゝ國家間の諒解ではない。佛蘭西自身の屬しな

い地域の運命に自らの決定的勢力を確保した政治的條約であつたのである。若し佛蘭西とソ聯との間に締結された條約が一定地域に關する諒解の概念中に包含せらるゝものであるとすれば、それは聯盟規約第二十一條に著しく矛盾するものであり、且濫用であつた。

會が何等かの理由に因り何等の勸告をも發せざるか又は全會一致の表決に到達せざるときと雖も、援助の義務は適用せらるべきものなる旨を述べたのである。右は換言すれば佛ソ兩國は成る程最初は聯盟規約の範圍内に於て行動し、且聯盟理事會をして勃發したる紛争を解決せしむべく努力するであらうが、然し佛蘭西若し聯が自ら平和的行動を採つたにも拘らず、侵略の對象となつたとの意見に全會一致を以て到達せざるとき及従つて其の相手國に對し制裁規定を發動する決議が爲されざるときは、兩國は獨斷を以て此の相手國を侵略するであらうといふのである。

斯くの如くして兩締約國は、其の相手國の挑發に因らざる侵略が存するか否かを自らの手で決定する權利を要求したのである。彼等は嚴正なる法廷にのみ許容せらるべき裁判上の權能を僭取したのである。此の規約の權能が政治的考量に依つて決せらるゝ聯盟理事會に附與されたことが既に山々しい問題であるとすれば、兩締約國が其の實行を將來に互り奪ひ取つたことは、全く我儘出来ないものであつた。假令彼等に好意を寄せる迄に至つても、政治的緊迫の瞬間に於て侵略行為が畢竟何れの側より生じたかを決定することは永久に困難であり、否全く不可能である。之は歴史的经验に依つて幾度となく示された所である。斯くて相互援助規約の右の規定に依つて國際聯盟の貢獻すべき戦争防止の全組織は空洞化し、無價値化したのである。同時に又佛蘭西並ソ聯が署名したケロッグ條約も之に依つて無視された譯である。右の條約は成る程被侵略國に對し自己防衛を認めたのは勿論であるが、然し締約國の戦争参加は之を許容しなかつたのである。

當時國際聯盟に唯形式的に屬してゐたに過ぎなかつた獨逸は、此の聯盟規約違反には何等觸れることが出来なかつた。又ケロッグ條約維持の爲めにも適任を感ずる必要はなかつた。獨逸にとつて決定的なのは相互援助規約が一九二五年十月十六日のロカルノ條約、就中所謂ライン保障條約に重大な矛盾を來すといふ事實であつた。ライン保障條約は獨逸を一方とし、佛蘭西及白耳義を他方とし、更に英吉利及伊太利が保障國として連署した不侵略條約である。即ち獨、佛、白三國は如何なる事情に因るも相互に武力を行使せず、寧ろ外交手段に依つて解決を見る事能はざる紛争事件は凡て之を調停委員會、若くは仲裁々判所に提起することを約し、夫れにも拘らず締約國の一方が侵略行為を犯したるときは他の一方は遲滞なく理事會に訴願すべきこと、若し右締約國が侵略の事實を認めたる時は被侵略國に對し援助を與ふべき連署國に通告し、條約違反の存するや否やの決定は佛ソ相互援助規約に於ける如く締約國全體に在るのではなく、理事會従つて同時に、自ら協力の責任を負ひ自己に課せられた責務を自覺した保障國の手に在つたのである。成る程參加國の利害に依つて決せらるゝ政治的考量が加へられ、従つて完全なる公平は保障されなかつたが、畢竟政治問題に於て可能な限りの公平は期待出来たのである。然し強調したいことは就中決定權が締約國の一方に歸屬してゐなかつたことである。

扱て然し彼の佛ソ相互援助規約と關聯して全然別個の現象が生ずるに至つた。之は二重の點に於てさうであつた。佛蘭西が若し獨逸の侵略を受けたと信じ、又ソ聯も同様の見解を有したとすれば、ソ聯は場合に依つては理事會が此の兩國の見解を確認しなくとも反獨行動を取らざるを得ないし、事情によつては直接理事會の裁決に反

對にしても行動を取らざるを得なかつたのである。斯くして獨逸に對し約束された保障は著しく減殺さるゝに至つたのであつて、之を知るため獨逸國境に惹起された事件を持ち出した譯であるが、佛蘭西は聯盟理事會に訴願し、理事會は戰爭責任問題が解明されてゐなかつたことを發見して、對獨逸裁復能を發揮することを拒絶したのである。之に對してソ聯は相互援助義務を遂行する爲め獨逸を侵略したが、佛蘭西が之に端を發した戰爭に中立を守らないであらうことは明瞭であつた。斯かる場合英、伊兩國が獨逸援助に急行するか否かは、援助行為の危険がソ聯の参加に依り條約締結當時は豫想し得なかつた程増大した爲め、公然の問題であつたわけである。

獨逸の衝突の可能性が尙重大であつた。若し斯かる衝突が生じ、且ソ聯が獨逸より侵略を受けたと主張したならば、佛蘭西は獨逸に對し行動を起す義務を有し、而も之は侵略の問題が疑問視された場合すら行使せらるゝものであり、又獨逸がソ聯の或る種の行為に依つて事實之に武力を行使するに立到つたと見るべき場合疑もなく此の事は適用されるのであつた。斯くて此の行為が挑戦と看做さるゝや否やの問題が論争の中心となり、此の決定は再び佛蘭西の握るところとなつた。佛蘭西が若し之を否認すれば獨逸にとりロカルノ條約の保護は停止され、獨逸は自國生存の爲め二線戰爭を實施しなければならなかつた譯である。

然し佛蘭西が惡意を以て行動し、ソ聯亦佛蘭西の誘ひにより之と結束して獨逸との紛争を惹起し、之を打倒する機會を捉へるやうなことは考へられず、又此の場合佛蘭西は相互援助義務を履行したのであるから、従つて挑發に因らざる侵略の責任は無いのだと主張し得る以上、佛、ソ兩國は英、伊兩國の中立を期待した譯であるが、

斯かる可能性は毫も考慮されなかつたのである。

以上の如く佛ソ相互援助條約に依り、ライン保障條約は其の全價値を奪はれ、残るは唯佛蘭西を侵略しないと云ふ獨逸の一方的義務のみとなつたのである。然るに佛蘭西は獨逸に對し直接間接全く自由の立場に立つたのである。斯かる事情にあつて、獨逸が佛ソ相互援助條約發表後五月二十五日ロカルノ條約締結國宛抗議文を送付し、右兩條約の矛盾を指摘したことは當然のことであつたのである。然るにロカルノ條約國は回答書に於て、獨逸の主張する思想を法律的詭辯を弄しつゝ反駁したのであつた。獨逸は倫敦、巴里、羅馬及ブラッセル駐留自國各代表を通じて口頭を以て佛ソ相互援助條約に飽く迄反對を主張し、且本件を落着したものと看做し得ずとの申入をなしたためたのである。

一五、一九三六年三月七日—ロカルノ條約廢棄宣言

最初獨逸は此の留保を通告するに止め、直接行動の動機は存しなかつた。佛ソ相互援助條約が效力を生ずる爲めには批准を必要としたが、之を行ふか否かは、佛蘭西の輿論が之を批判するに當つて聊も一致してゐなかつた爲め未だ豫想はつかなかつたのである。勿論此處では右條約がロカルノ條約と合致するか否かは問題ではなかつたが、右條約に依つて勝致されたソ聯の結び付きに對する反對が生じたのである。世界大戰前の佛、露同盟の追憶が右翼方面に於て如何に生々しく、又對波關係の冷却に當面して右同盟を再び復活せしめ、以て獨逸を將來に互

つて攻撃せんとする希望が如何に強烈なものであらうとも、ポルシェヴィズム・ソ聯への接近に依つて生ずる内政的危機は敵ふべくもなかつたのである。さればこそ意見の相違に直而して議會に於ける相互援助條約審議は遅延を來したたのであるが、然し遂に與黨が多數を占めて勝利を獲得し、一九三六年二月二十七日下院は條約の批准に同意したのである。但し上院の同意は未だ實現を見なかつたのである。尤も假令投票数は僅少であつても同意を與へ條約は效力を發生するであらうことは疑ひない所であつた。案の條、三月十一日上院を通過したのである。其の間獨逸は行動を起してゐた。即ち條約却下が上院で期待出来なくなつた三月七日獨逸政府は駐伯林ロカール條約參加國大使に宛て密書を手交し、重ねて右兩條約が相容れない旨を陳述し且ライン保障條約が其の眞義を喪失して實際上廢棄同然となつた旨を論斷し、従つて獨逸は最早や本條約の拘束を受くるものではないと主張したのであつた。

同時に之は議會に於ても公表され、又ヒットラー總統の演説に於ても論證されたのである。同聲明は然し單なる條約廢棄確定以上のものを包蔵し、同時にライン地方に關する獨逸の無制限主權の再建を闡明したものである。ライン保障條約は、一方獨逸、他方佛蘭西及白耳義が凡ゆる侵略を相互に中止すべき旨の規定を以て盡きるものではなく、右條約は此の外ヴェルサイユ條約第四十二條及第四十三條の規定を嚴守すべき義務を獨逸に對し課したのである。即ち獨逸はライン河の左岸及幅五十杼の地帯内の右岸に於て要塞を保有構設し若くは駐軍することを禁ぜられたのである。此の軍事上並政治上極めて苛酷な獨逸主權の制限は右第四十二、三兩條違反が凡て侵略

と看做さるゝ限りに於て、不侵條約と關聯を有するものであつたが、然し同時に獨立の意義を持つものであつた。元來ライン保障條約は不侵條約とは全然別個に確定され、且佛蘭西の侵入に對し國境を開放する目的を遂行したものである。従つて内容より見て右は元來條約第三編に屬するものではなく、武裝解除規定を包括した第五編に屬すべきものであつた。それ故獨逸が一九三五年三月十六日既に其の國防復活の範圍内に於て右を存立理由なきものと宣言したのは、結局條理あるものであつた。然し此の行爲に對しては、獨逸主權の此の制限がライン保障條約中に承認され、従つて他の武裝解除規定に對し根本的な特殊地位を占めてゐたと云ふ事實が障礙となつてゐたのである。國民主義の反對派から當時全力を盡して闘はれ、今日の結果を招來した政治のことを今日今更價値判斷しても始まらぬのである。ライン地方武裝解除に關する規定を自由意思的に承認した事實は存在してゐるのであつて、ライン保障條約が有效である限り、獨逸政府は其の拘束を受くるものと考へ、右條約が相手國の條約侵犯行爲の結果其の效力を喪失するに至つて始めて右の規定を無視したのである。扱て此の事あつて以來尙右規定はヴェルサイユ條約に跡を残すのみとなり、今やヴェルサイユ條約、就中同第五編(軍事條項)の妥當性に對して異議を申出ることが出来たのである。聯合國側が引受けた軍備縮少義務の不履行、一九一八年十一月五日の平和條約侵犯、主權國の國防權に對する基本權侵害の非道義性、之等凡ては獨逸に對し第四十二條及第四十五條の規定を破壞する權利を與へたこととなり、然かのみならず一九三六年三月七日並其他一九三五年三月十六日の措置の妥當性を論證する爲め、當然事態存続の原則を補足することが出来るのである。

此の事態存続の原則は國際法學の通説に依れば、如何なる條約も、其の條約が締結せられたときの事情及締約國が其の出発點とした前提條件が變更せざる間に限り有効であるとの留保が存在することを指すものである。此の學説は理論的には勿論論争されたが、然し實際的には常に一國が自らに強要された條約を破棄する事實上の可能性を有する場合に適用されたのであつた。就中著名なのは一八五六年三月三十日の墨海中立化に関する巴黎條約の破棄である、之は露西亞主權の制限を強要したクリミア戦争の相手國が、獨逸戦争の爲め干渉を妨害されたとき、即ち一八七〇年十月三十一日露西亞が行つたものである。露西亞の相手國は抗議文に甘んじたのであるが、次いでビスマルクの發起の下に巴黎條約加盟國會議が倫敦に招集されたとき、會議は一八七一年三月十三日附を以て條約の神聖に関する聲明を發し、同時に黒海に於ける露西亞の無制限統治權を承認したのであつた。獨逸に對し凡ゆる條約の拘束性を主張する佛蘭西も自己の利害に適應した場合には、此の事態存続の原則を有利に利用したのである。即ち佛蘭西は他の同盟聯合諸國の同意を得ず、ヴェルサイユ條約第四三五條により、上サゾオイ(Hohenzollern)及ゼツクス(Ges.)に於ける佛蘭西主權を露西亞の爲めに制限されてゐた一八一五年の條約を露西亞の承諾を求めずして廢棄したのである。又妙からず顯著なことは、一九三二年の佛蘭西議會の表決である。之によつて政府は自由意思の合意に基く戰債利子償却金の亞米利加に對する支拂を停止する様要求されたのである。最後に向チユニス及モロッコの國籍問題に関する英佛の紛争を想起しなければならぬ。之は一九三三年海牙の常設國際司法裁判所に於て審理されたものである。佛蘭西の國際法學者ラブラデル(Lapradelle)は政府代表とし

て一八五六年十二月十九日の條約は「其の存続如何が論争の中心であつた」永久的期限に亘つて締結されたものであり、「永久的期限に亘り締結された條約は事態存続の條款に基いて破棄される」旨を言明したのである。斯かる事情から獨逸の措置の合法性についても異論を挟むことは出來ないのである。一九三六年三月七日獨逸の採つた行動は、一九三五年三月十六日の場合と同様現行國際法の範圍内に於て爲したものである。自己の權利を確信し居る以上、獨逸は獨占且一方的にライン保障條約の破棄を通告し得ないし、寧ろ交渉の方法に依つて條約相手國の承諾を得るか、或は佛ソ相互援助條約が事實ライン保障條約を無効ならしめたか否かに付き常設國際司法裁判所に其の決定を仰ぐべき義務があるとの相手國の抗議も亦全然理由なきものであつた。國際法が各主權國の自衛權を認め、従つて主權國は直接自らの行動に依つて自己の要求を實現すべき權能を容認されてゐるが故に、右は根本的に根據なきものである。而も獨逸の權利を相手國が承認するが如きことは期待出來ない所であつて、之は何も證據を要しないのであつた。佛蘭西若くは他の聯合國の一國が獨逸のライン保障條約よりの解放要求及ライン地方に於ける獨逸主權の復活要求に對し如何に確信あり、又正當な證據があつても之を承認し得るとは何人にも信ぜられないことである。再び常設國際司法裁判所に提訴することは同裁判所が國際聯盟規約に依り法律問題に關してのみ權限を有し、一方政治的事件は聯盟理事會に提出すべきものなるが故に問題とならないわけであつた。之は聯盟規約第十三條第二項及仲裁々判所並理事會の慣習に依るものであつた。然しライン保障條約に關する保障は成る程法律的基礎に基くものであるが、同時に飽く迄政治的性質に因るものであつた。事實佛

蘭西も亦此の見解を認めたのである。認めなければ仲裁裁判所に提訴したであらう。然し佛蘭西は之を止め、寧ろ此の措置を中止したことに因り獨逸を非難するに甘んじたのである。

獨逸は佛蘭西に依つて無價値化された條約の廢棄文に限定せず、獨逸の西歐隣國關係再樹立に關する積極的提案も之に結び付けたのである。斯くて獨逸は再獲得した主權にのみ依存することを欲せず、寧ろ平和を促進し、正義をして支配せしめんとする意向のあることを新に立證したのである。

一六、獨逸の和平案と西歐諸國協定

一九三六年三月七日の獨逸提案は斷乎たる決意と明朗性とを構成するものであつて、之はロカルノ條約の廢棄とライン地方の軍事權再建とに依つて創成された情勢を其の出發點として撰び、之を寫實するものである。

此の情勢はそれ自體成る程最後のものに見られたが、然し獨逸は佛蘭西の心理の特異性、其の極端な鋭敏性及其の病的とも云ふべき猜疑心を考慮し、其の結果佛蘭西及白耳義には平和保障の特別措置を提案したのである。勿論右の措置は完全なる平等權に立脚するものである。獨逸は技巧的な考へであるが非武装地帯を新に設置し、而も佛、白兩國も亦其の國境に同様非武装地帯を設置することを前提としてのみ之を實現すべき用意ある旨を聲明し、同地帯を他方の希望あれば之を擴張し得るものたらしめやうとし、更に佛、白の西部兩隣接國と不侵條約を二十五ヶ年間、即ち同種條約の常とする期間より著しく長期の條約を締結せんとしたのである。之こそ獨逸

提案の精神を特記するものであるが、之には來るべき時代を存負ふ國民が生長して隣接國との平和的關係に慣れ今日尙獨逸民族、就中佛蘭西民族を壓迫しつゝある精神的重壓より解放せんとする思想が包蔵されてゐたのである。

此の獨逸提案は英、伊兩國の保障を條件として行はれたもので、従つて往時の價値を全部包含するが、然し汚辱され來つた不平等の呪ひを振り棄てた新ロカルノ條約を創造せんとするものである。

然し之は總て施設せらるべき建物の礎石に過ぎなかつた。獨逸は更に進んで和蘭をも此の條約體制に参加せしめやうとしたのである。勿論和蘭は世界大戦中も又大戦後も其の中立を嚴守し、従つて其の國家的存在は「白耳義に依る外は」寧ろ脅威を受くることはなかつたのである。にも拘らず終始邪推と疑惑が生じ、遂には國民に妙な印象を與ふるに至つたが、今や一掃せらるゝに至つたのである。更に西歐諸國間の空軍條約が提案されたが、之は一般不侵條約が空軍の攻撃を放棄するものである以上、餘計なものとされたのである。然し此處にも亦佛蘭西、白耳義更に英吉利といふ廣範圍に亘つて根を張つてゐた考へを考慮したものである。勿論此の考へは否認すべきものであつたが、

斯くて獨逸の提案は西部歐羅巴の平和體制の映像を産み出すに至り、而も之はロカルノ條約が目的としてゐたものより以上確固たるものであつた。

獨逸の提案は之に満足せず、全歐羅巴の情勢を注視し、東部歐羅巴の和平招來達成をも希念してゐたのである。

従つて獨逸は其の全隣接國と不侵條約を締結する用意ある旨を明にし、リスミアがメーメル地方の自治完成を企圖することを當然の前提として、之とも不侵條約を締結せんとしたのである。此の提案は若し實現の時は東部歐羅巴の平和を保障するに足るものであつた。而も之は戰爭衝突を防止する所か不可避的に個々の紛争を惹起せずには置かず、究局に於ては唯佛蘭西の東部歐羅巴支配を理論づけるに致する丈の人為的な及血腥き紛争の萌芽を胎した一九三四年七月十三日の佛蘭西の東歐諸國協定體制より確實に平和を保障するものであつた。

新ロカルノ條約及東部歐羅巴平和保障は賞讃すべき獨逸の寄與であつた。然し獨逸は更に一步を進めて、平等權を獲得し其の全領域に關する統治權を回復した以上、國際聯盟復歸の用意ある旨を言明し、而も聯盟規約が依然ソエルサイユ條約と結合し、又獨逸の植民地要求問題が未解決であつたにも拘らず猶且聯盟復歸の用意ある旨を言明したのである。

獨逸は右の兩問題解決を遷延せしめても又無條件に他列強との協力を再び開始しやうとし、更に獨逸と日本の脱退に依つて國際聯盟は其の機構に動搖を來す迄に貧弱なものとなつたが、之に土壌を得させやうとしたのである。更に獨逸は、國際聯盟が皆てはソエルサイユ條約保障の道具であつたことは之を忘れやうとし、斯くして國際聯盟を世界を網羅する眞の平和組織たらしめんが爲め全力を傾注しやうとしたのである。

一九三六年三月七日の獨逸提案は概括的に見て、一個の案計を爲すものであり、それが建設的性質を持ち、規模と統一の點に於ても論駁の餘地がなく、又現實に近いものであることも否定出来ない所であつた。即ち同提案

が空中樓閣的妄想を創成せんとするのではなく、國際生活の實相と相手の氣持とを充分考慮したものであつたのである。國際聯盟、不侵條約、保障條約、非武装地帯之等凡ては無限に多くの弱點と欠陥とを持ち、妙く共理論的に完全な法的形態を築出しやうとしたことは確かであらう。然しながら凡ゆる世界改善は之を遠ざけて、人間及國家を有るが儘に解釋せんとする獨逸案の強味の一つは正に茲にあつたのである。夫れ故、他の列強は悉く其の變更や補足を提議し、留保を爲し、又躊躇はしても、結局は大體に於て同意するであらうと期待してゐたのである。

然るに此の獨逸案は實現を見るに至らなかつたのである。それにも拘らず獨逸は同案に拘泥するに吝かではなかつた。同案は獨逸が其の軍事平等權の回復と主權の再建とに満足するものでなく、歐羅巴の平和確立に如何に懸命に盡瘁したか、更に又之にも拘らず依然として平和なき支離滅裂の世界に生きなければならぬとすれば、それは獨逸の負ふべき責ではなくして、其の敵國が負ふべき責である旨を最大の證明力を以て實證したのである。事實獨逸の平和案は全くの無理解に達したものである。ロカルノ條約廢棄通告と獨逸軍隊ライン地帯進駐に全耳目は集中された。勿論其の反動は一年よりも僅少であつた。一方、當時ストレーザと壽府に於て爲された決議が有名無實であつた事實と、他方現下の國際情勢と當然獨逸が考量した國際情勢とが之を決定したのである。エチオピア紛争は頂點に達してゐた。伊太利は二月中に斷乎敵對行動に出で、同盟國エチオピアの國運が僅々數週間精々數ヶ月の運命であつたことは一點の疑ひも存しない所であつた。制裁實施の責任國たる英、佛兩國は

此の爲め又も重大な使命を負はされたものと見られ、而も新しい重大紛争に介入することは考へ得られなかつた。佛蘭西はそれにも拘らずストレーザ戦線の再建を考慮したが、然し伊太利は聯盟規約違反の非難を撤回せず、又制裁を撤廃しない限り凡ゆる共同計畫は之を拒否したのである。夫れにも拘らず巴里に於ては、前年ストレーザ及壽府に於て爲された決議と同様、今回の決議が空文となれば、其の爲め佛蘭西自體延ては國際聯盟の威信も地に墜ちるだけであることを認めざるを得ず、斯くて佛蘭西は三月八日聯盟理事會の招集を動議し、獨逸は聯盟事務局局長より同理事會参加方を要請されたが、獨逸代表が討議及決議に當り、理事會参加國代表と平等に權利を行使することを條件として、之に参加する用意のある旨を言明したのである。之が承認されて、リツベントロツプ大使は獨逸の立場を宣明し得る可能性を與へられたのである。三月十九日の理事會の結果に對して之は勿論何等の影響も與へなかつた。理事會は法律的並政治的論據には耳を藉さず「獨逸政府がヴェルサイユ條約第四十三條違反の行爲を爲した」ことを認めて理事會の使命に應へんと考へのみならず、更に聯盟事務局局長に對し、ライン保障條約當該規定に關して「理事會の意見を躊躇することなく條約調印國に諒解せしむるやう」委託したのである。之は英、伊兩國が軍事的措置に訴へるやう要請された意味を有つての謂ひであつた。リツベントロツプは理事會々議の決議を簡潔に結論して之を拒否し、以て右決議が歴史の判決の前には存在しないものであると確言したのである。

理事會々議の直後、西歐諸國の會談が行はれ、其の結果英吉利及伊太利は、白耳義及佛蘭西が攻撃を受くべき場合之を援助し、又右援助行爲準備の爲め參謀本部と不斷に連絡を保つ用意ある旨を言明したのである。右は三月十九日に合意が成立し、次いで四月一、二の兩日英吉利外相イーデンは駐英佛蘭西、白耳義兩大使に對し、英吉利は右の約束を履行する旨正式通告を爲したのである。反之伊太利の同一聲明は發表されず、四月十日のロカルノ條約締結國間會談の際伊太利代表は伊太利及其他の西歐諸國、就中英吉利との間に存する緊迫状態に言及し、同時に彼は「新ロカルノの基礎の上に立つ歐羅巴再建事業に伊太利の参加及其の協力が所望されてゐるか否か」若し所望されざる場合、伊太利は冒險と責任を負ふ何等の理由なく、從つて又其の政治的態度を決定することを留保するであらうとの正式質問を發したのである。之に對しては回答されず、爾來伊太利は他のロカルノ條約加盟國の行動参加から手を引くに至つたのである。

然るにロカルノ條約加盟國と獨逸との間に意見の交換が行はれ、國際聯盟理事會は全く前面に現れず、三月十九日の同決議に從つて理事會は同日附の西歐諸國の免書を承認し、對獨交渉繼續に關し理事會に絶えず報告を行ふ様西歐諸國に依頼するに止めたのである。其の結果ロカルノ問題は終始議題に上つたが其の都度延期され、而も右交渉は何等進展を見なかつた爲め、別に變つたこともなかつたわけである。

交渉の出発點を爲すものは三月十九日附西歐諸國の理事會免書であつた。惜しむらくは右免書は獨逸の全般平和案に現實的に立入ることを忘却してゐたのである。即ち後日検討するとの空約束に甘んじて、ライン地方の新規非武装を主旨とする提案を行つたのである。獨逸が拒否したことは自明の理であり、獨逸の相手國が斯か

る態度に出たのに、獨逸は三月三十一日の文書を以て更に廣汎な平和案を再度開陳したことは並々ならぬ好意を意味するものであつた。之に對し佛蘭西は四月八日附二通の復書を以て回答を送り、一方に於て條約の神聖を執拗に固持し、他方に於て周知の如く佛蘭西の意味する歐羅巴平和保障體制の再建を企圖し、巴里平和會議中凡ゆる方面の反對を蒙つた國際軍編制案を新に提唱したのである。加之右の兩書はどの國際儀禮にも悖る語調を以て作成されて居り、獨逸は之に對し回答を發する價值なしとしたのである。西歐諸國も亦之が今後の交渉に貢獻するものではないことを認めてゐるやうであつた。世間も事情によつては之を棄て、願ないこととし、伊太利がロカルノ條約加盟國から脱退した四月十日の會議に於て交渉の續行方を英吉利に委託したのである。

一九三七年に至る迄、長きに亘つて文書の交換が行はれたが、何等の實效を見ることは出来なかつた。それは佛蘭西が形式上は新ロカルノ條約の必要性を主張したにも拘らず、實際上は毫も興味を持つてゐなかつたことより説明出来ることである。四月一、二兩日の英吉利保障に依つて一時的解決が見出され、之は先づ佛蘭西に其の必要とする保障を與へ、總て實際的同盟に對する英吉利の一方的保障を形造ることに成功したのである。即ちイ・デン氏が一九三六年十一月二十日レムントン (Remonten) に於て行つた演説中、英吉利の相互援助義務を力説した後、デルボー・佛外相 (Delbos) は一目瞭然たる奇襲を斷行した。即ち彼は十二月四日の議會に於て佛蘭西も亦突發に因らざる侵略に對し、英吉利擁護の爲め其の全兵力を用ひるであらうと言明し、イ・デン氏は此の求めざる聲明を拒絶する丈の決意を見出し得ず、寧ろ彼は十二月十日の下院に於ける質問に對しデルボー・佛外相の

約言は英國政府の受納する所であると答へ、斯くて從來の一方的關係は相互的性質を帯びるに至り、佛蘭西は事實一九一九年以來努力し來たり、而も常に英吉利に依つて拒否された同盟關係樹立に成功したのである。之に關聯して回想されることは、佛蘭西が英吉利との同盟條約締結を企圖した一九二五年にも、英吉利は斯かる拘束を免れんとする目的の爲めにこそロカルノ體制を考案したこと、又當時佛蘭西は其の本來の目的を達成することが出来なかつた爲め、獨逸と諒解を遂げやうとしてゐた事等である。今若しロカルノ條約に代つて英吉利との同盟が登場したとすれば、それは佛蘭西本來の懸案が實現したことを意味するものであつた。然るに露西亞との大戦前の同盟は一九三五年五月二日の相互援助條約に依つて更新され、斯くて佛蘭西が世界大戦に勝利を得、其の最も冒險的な夢を實現し得たと同様の情勢が生れ出たのであつた。

斯かる事情より見れば、獨逸のロカルノ條約廢棄を繞つて終始強調されてゐた憤懣と、新西歐諸國協定の締結後常に繰返され來つた希望とは、唯佛蘭西が完全に満足してゐた事態を隱蔽する目的を有つてゐたに過ぎず、夫れ故にこそ獨逸の和平案は何等の反響を見ず、又此の和平案が公けにした幾多の可能性も遂に實現を見るに至らなかつたのである。

一七、獨逸の覇權確立

一九三五年三月十六日(ヴェルサイユ條約軍事條項廢棄宣言)と一九三六年三月七日(ロカルノ條約一方的破

第二章 國防主權を繞つて

九三

乘宣言)の行爲に依つて獨逸は國防主權と共に完全な主權を回復したが、之と並んで獨逸の大事業を補完完成した其他幾多の措置が存してゐたのである。

國防軍建設に關する法律は陸軍に付いてのみ規定したものであるが、海軍及空軍も亦再建さるべきは自明の理であつた。海軍はヴェルサイユ條約に依つて陸軍と同様制限を受け、獨逸海岸防衛と獨逸商船航行防衛とを不可能ならしめたのである。然しながらヴェルサイユ條約第一九八條は「獨逸は陸軍又は海軍の航空隊を保有することを許さず」と規定したが、今や此の規定は、數量及裝備に關して全く不備な軍隊を保有する外なきに至らしめた彼の陸軍條項と共に撤回されたのである。

獨逸空軍は前リヒトホフエン航空隊司令官ヘルマン・ゲーリング指導の下に隱密且執拗な努力を以て再建せらるゝに至り、今や民間飛行と軍事飛行とを明確に分離し、又之に依つて表面的にも空軍所屬者を法律上の兵士たることを明にする可能性が産れたのである。「デーリー・メール」紙記者ワード・プライス(Ward Price)との會見に當つて、航空大臣、航空大將ゲーリングは此の轉換を明にしたのである。同記者の通信は「獨逸空軍は、飽く迄祖國を防衛せんとする熱烈なる感情に貫かれ、他面又他民族の平和を脅威するが如きことには斷じて力を用ひないであらうことを確信するものである」との獨逸新國防軍の精神を特徴づける聲明を以て結んだのである。

外國は之に反對せず、寧ろ獨逸が此の方面に於ても平等權を希望してゐた事實を認め航空條件問題を獨逸の參加の下に再検討することを示唆して暗黙に之を承認したのである。

又獨逸海軍の再建に關しても特に印象的な形式を以て間接に承認が與へられたのである。

一九三五年三月二十四日より二十六日に至る英國々務大臣サイモン卿及イーデン氏の伯林訪問に當り、兩氏は獨逸が國防權を回復した後は海軍力に關するヴェルサイユ條約規定も削除されたものと見るべき旨の留意を受け、之に關聯して獨逸兩國間の海軍力比率を確定すべき交渉の開始が目論まれ、斯くて二ヶ月後の五月二十一日ヒットラー總統は演説十三項目の第八項に於て右交渉の基礎が成立したことを聲明したのである。即ち總統は、獨逸が新に建艦競争を開始する意圖なく又其の必要性も將又能力もないこと、獨逸政府は英吉利の生存の重大性と、従つて其の世界的海軍國の防護に任ずべき資格とを認め、我々は之と反對に自國の生存並自由を擁護するに必要な凡てのものを産出しやうと決意し、更に英、獨逸には從來唯一回の戦争を行つたのみであるが、英國々民並國家の爲め、從來兩國間に戦争の再發を防止すべき關係を發見し、之を維持すべく全力を傾倒せんとするものである旨を説いたのである。

右の命題中には獨逸の對英態度を規定し、且規定せざるを得ない所の政綱が決定されたのである。其の政綱は先づ第一に獨逸が大陸に於ける強國たること及國土防衛に必要な範圍内に於てのみ海軍力保有を要求すべき決定事項を包含したものであつた。此の宣言に伴ひ敵性の動機は解消され、英吉利は全く平靜且安心して獨逸の建艦案に同意し、更に又英吉利は獨逸と同様相互間の疑心、敵意の時代は終末を告げたものと見做し、獨逸關係更上新に第一頁を繕くことが出来たのである。

之等純政治的考量には更に法律的性質の考量が加はるのである。三月十六日の獨逸の措置に依つて成文法と現行法との間には蔽ふべからざる矛盾が生じたのである。事實ヴェルサイユ條約第五編は最早存在せず、之に對し署名國は其の效力持統を固持したのであるが、然し兩者を拘束すべき判決を與へ得る裁判機關を欠いてゐたのである。緊争當事國の一方が條約廢棄通告期限満了迄は單に形式上は國際聯盟に屬してゐても、國際聯盟の権限を與へてゐなかつた爲め、此の裁判所の設置は認め得ない譯であつた。従つて唯二つの可能性が存在するのみであつた。一つは獨逸の相手國が形式的な法律的立場を固執して、成文法と現行法との對立を永久化し、そうして原則的にも又實際的にも望ましからず、時の経過と共に慨歎すべき結果を招來すること必然な状態を創造することであつた。第二の可能性は獨逸の相手國が、夫れ自體矛盾し且見込なき立場を放棄して、新に法律を制定する爲め、獨逸と諒解を遂げんとする試みであつたのである。

英吉利は傳統を保持して實際生活の必要を形式に優先せしめやうと決意して、對獨逸交渉に應ずる用意を示し、此の理由で三月十六日の獨逸措置を新法律の基本として承認し、同時に英吉利言論界は四月十七日の聯盟理事會の決議を以て、ヴェルサイユ條約第五編の論争は解決を見た旨公表したのであつた。英吉利は獨逸の行動を是認はしなかつたが、然し眞逆此のことが事實となつて現れるとは考へなかつたのである。此の事實は現存してゐる此の事實を期待するものでなく、又獨逸がヴェルサイユ平和獨裁規定に依つて無裝備であるとの虚構を維持することも全く愚の骨頂である。否之と反對に無法律状態に代ふるに新法律を以てし、斯くして一般軍備競争を防

止する爲め凡ゆる試みが實行されなければならないのである。

此の考へに依つて英吉利の態度は決定し、其の結果一九三五年六月十八日獨逸海軍協定が締結されたのである。本協定は獨逸艦隊の對英全海軍力比率を三十五「パーセント」と爲し、右比率は他國の建艦に依つて影響せられざるものとし、但し之に依り海軍々備の一般的均衡が破壊せられたるときは、獨逸政府は斯くして生じたる新事態を検討するやう英國政府に要請するの権利を留保することとしたのである。同時に獨逸政府は各艦種に於ける最大噸數及最大口径を定め、以て海軍艦船を各艦種に分類し且艦種別に各國に許容せらるべき噸數を割當つる方式を原則的に承認し、又獨逸は潜水艦に關しては總噸數が百對三十五の比率を超過せざる限り、全英聯邦の保有する潜水艦噸數と均等の噸數を保有するの権利を有するものとする。尤も獨逸政府は豫め友好的討議に付してのみ右の權利を行使し、それ迄は對英四十五「パーセント」の潜水艦噸數に満足せんとするものであつた。

ワオーターロー會戰當日倫敦に於て、サミュエル・ホーア卿とフオン・リツベントロツプ大使との間に署名を見た本協定に依つて普て獨逸間に鎗を削つた建艦競争は未然に防止せらるゝに至り、同時に又獨逸の海軍再軍備は世界の承認を獲得することとなり、更に又佛蘭西の反對にも拘らず形式法と現行法との間に於ける對立は消滅を見るに至つたのである。

一九三八年十二月獨逸政府は潜水艦を獨逸海軍協定に規定せる最高量迄擴充すべき時期の到來したるを認め、斯くて伯林に於て英國海軍使節との間に交渉が行はれ、而も友好的精神を以て終始し、一ヶ月後獨逸政府は英吉

利と合意成立したるを以て、獨逸は其の享有する権利を行使するものと發表したのである。

一九三九年四月二十八日獨逸は遂に同協定を廢棄せざるを得なくなつた……。

獨逸は一九三六年八月二十四日他國の軍備に順應すべく新方策を講じ、同日陸軍大臣副署の總統令が發布され現役服役期間二ヶ年制が採用されたが、之は佛蘭西が服役期間の延長を既に一九三五年三月企圖してゐたことに關聯して必要であるかに見えたのである。然し直接の衝動を與へたのは、ソ聯が八月十一日附法律を以て徵兵適齡を二十一歳より十九歳に引下げ、同時に今後四ヶ年間は一ヶ年半在營期間制を採用する旨布告した事實である。之は同期間中赤軍を凡五十「パーセント」増強することを意味するものであり、又當時ソ聯の代表的政治家や將星が試みた軍事講演に關聯して、其處から重大な平和威嚇が生れ、之に對して何等かの保障を創設しなければならなかつたのである。

茲に記憶すべきは、此の措置に直面し乍ら佛蘭西乃至他の列強より、何等の手段が企圖されなかつたことである。佛蘭西新聞は、内閣及最高國防委員會内部に於ては外交上の抗議を行ふべしとする思想が考慮されたのであるが、之は無益なりとして放棄されたことを報導した。全く無力な死文を引合ひに出すことは出来ない相談である。我々は又ヴェルサイユ條約規定が最早や事實失效してゐる爲め、之に違反するとは云へないのである。獨逸は一九三五年三月十六日附法律と一九三六年三月七日の措置とに依つて完全なる國防の自由を獲得し、今や服役期間の延長を通じ之を實踐に移すであらうと述べたのである。

之は飽く迄適切であり、其他に關しても獨逸側は之を明にしたのである。獨逸は一九三五年三月十六日附國防軍建設に關する法律を他の列強に對し正式に通告したが、今回は純然たる國內對策である以上、之が通告に關しては何等其の要がなかつたのである。

數ヶ月後の十一月十四日獨逸は霸權再建の爲め更に第一歩を踏み出したのである。

ヴェルサイユ條約に因り、獨逸の河川は國際管理に委託され、其の主權は國際委員會に移讓され、之等河川の非沿岸國も亦之に協力することとなつたのである。此の適用を受くべきものはライン、エルベ、オーデル、ダニューブ各河、及キール運河であつた。扱て獨逸は商議の方法に依り、此の屈辱的規定を艾除するに努めたが、他國の反對に遭ひ失敗に歸したのである。今や自らの絶對權に依り獨逸は同國河川運河に關するヴェルサイユ條約規定の拘束を受けざること及今後彼の國際委員會に協力することを拒絶すると宣言し、同時に將來獨逸の水路を獨逸と和平を結ぶ凡ての國家の航行に供する旨を公告し、相互主義を前提として獨逸と他國船舶間に差別的待遇を與へざることとし、又通航料に關しても適用せしめ、此の外獨逸水路局に對し、沿岸國當該官廳と共通の問題を検討し、必要に際しては之と諒解を遂ぐる様指令したのである。

同様にして、更に二、三ヶ月後、一九三七年二月十日附法律を以てドーズ及ヤング案に依るライヒスバンク及國有鐵道に關する規定を破棄し、之等の施設は再び國家機構に編入され、殊に國有鐵道は新に交通省に移管せらるゝこととなり、其の従業員は再び國家官吏となり、斯くて獨逸は世界大戰體制最後の縛絆を脱したのである。

第三章 國防主權を繞つて

一八、世界大戦責任受諾取消

世界大戦の勃發と共に各主權國が自國の裁量に依り戰爭を行使する權利を有することは明白な事實であつた。之は從來一般的且無條件に認められた國際法の一法規であり、又國家相互の態度を法的思想に照らし且之を價値付けやうとする最初の試みが企てられて以來行はれ來つたものであり、而も主權の概念と不可分の關係を有し従つて國家概念自體とも不離の結合を保つてゐる爲め、大戦後に於ても之を否認することは出来なかつたものである。實際又國際聯盟規約すら之を難する譯には行かず、寧ろ之に制限を加へ、一定の條件の下に之を明示的に承認してゐるのである。勿論ケロッグ條約は、戰爭を否認し、従つて交戦權を否認するものであるが、然し此の否認は何等法的論據に結び付くものではなく、僅に勸告する力否教義的力を有するに過ぎないものである。

大戦後に於ける法的地位を如何に評價するにしても、所詮大戦勃發の一九一四年當時と同様の國際法の規定は適用され、又法的立場より見て、よしんば夫れが如何なる理由や又如何なる事實に因るにもせよ、武力に訴へた國に對して非難を浴びせることは出来なかつたのである。従つて各國家は唯當然自國に歸屬する權利を行使した途であつたのである。

勿論戰爭を道徳的に批判するには、必ずしも法的價値判斷を以てしては蔽ひ切れないのであつて、征服者の名聲が他の凡てを威壓した古典時代が過ぎ去り、基督教が其の平和理想を實現し、同時に戰爭の人類に及ぼす慘

禍に眼を轉じて以來、好戰的な支配者乃至爲政者は重大な責任を採るべしとする思想が普及するに至つたのである。然し基督教は國家の宗教となり、組織化された教會が政治的必要性を顧慮しやうと努め、正義の爲めの戰爭を是認し、否之を神聖化せんとしたのである。總て此の思想は興隆期の國際法に依つて採用せられ、國際法は戰爭の責任者に罪を歸することなく、又戰爭の實施を最高の義務とする正義の戰爭の概念を力説し、斯くて戰爭是認の論據を探究する慣習が生れ、武器を執つた國は凡て之を善なりとした爲め、相互の國が正義の爲めの宣戰を布告しない戰爭はなかつたのである。

戰爭正義論に重點を置かれたのは十七、八世紀、即ち王侯、爲政者達が自己防衛の爲めの規約を草案せしめ、而も之が實際に共鳴者を見出し、延いては輿論を喚起するに至つた彼の原始的唯理主義時代のことである。大い變革があり、ナポレオンは道徳的な考へを何等意に介せず、戰爭に終始した第十九世紀は最早や之に關する論争を知らず、國運を動かす人心の間には尠く共此の論争を論争として認めず、同時に國際法學も亦正義の戰爭に就ての概念を放棄し、之を道義的史家に一任するに至つたのである。二十世紀に入るや、全く之を關知せず、唯珍らしくも日露戰爭批判の基準として之を利用せんとした位のものであつた。其處では相手は相互に他の國を領有せんが爲めに闘ひ、而も何等法律的要求を提出せず、正義、不正義の問題は唯支那及朝鮮に關してのみ妥當であつたのである。然し其の不正は何時とはなく姿を消し、世界の問題とする所は唯強者は誰なるぞと云ふことのみであつた。

總て世界大戰の勃發となり、突如として道徳的責任の問題が前面に現れ出で、勃發の當初より聯合國側は獨逸及其の同盟國に對し、戰爭惹起の非難を浴せかけたのである。聯合國の爲政者達や新聞は徹底徹尾口を極めて獨逸の罪を繰返し、獨逸の不正と聯合國の正義の思想を根底として、中立國を味方に引入れたのである。世人は此の大慘禍に達着して、人類の良心が目覺め、十九世紀の唯理主義は征服され、今や美化された道徳のみが政治の基準を爲すべきものと考へたのである。然し實際は左に非らず、恐るべき戰爭は民主主義時代に於ては民衆に感激を與へ得て始めて遂行し得るものである、而も民衆が其の感覺に「アツピール」することに依つて熱狂的になる場合にのみ可能であつたのである。従つて冷靜な政治的考量等は押し除けられ、幾百萬生命の苦惱や死を獨逸の責を歸し、獨逸は前代未聞の犯罪の原により告訴されなければならなかつたのである。

獨逸は遂に崩壞した、斯くて英國は其の傳統を守つて、昨日の敵を潰滅したことに依り歐羅巴の均衡を匡救不能の擧亂に遭遇することなき様配慮しなければならぬ時期が到來したのである。然し今や戰爭に驅り立てられた民衆煽動の報ひが來たのである。ロイド・ジョージは自責と約言の房となり、少年時代の復讐の夢が實現したのだと考へたクレマンソーに反對することが出来なくなつたのである。然し決定權を手中に收めたウィルソンは他國の空論に捉はれ、獨逸の責任を信じ、世界の審判者として之を處罰せんとし、更に又國際聯盟の希望が實現しなへすれば、讓歩するに吝ではないとしたのである。而も獨逸を犠牲にして富を致さうと望んだ各國は之に追従し、斯くて瞞著、執念及貪欲はヴェルサイユ條約起草の筆を取るに至つたのである。然し執念と貪欲とは其の

意圖する掠奪を、獨逸の戰爭責任を以て論證すれば妥當であらうと信じたのである。被征服者幹部が相繼いで剔滅された彼の野蠻時代への復讐を表集する事態が今日崇高なる正義の行爲と看做され、事實獨逸は道徳上死刑の宣告を受けたのであつた。即ち道義國家群より放逐され、廣大なる領土を奪はれ、不測の賠償の責物を課せられ、更に此の判決を自認するの餘儀なきに至つたのである。

正義戰爭の概念が新に適用せらるゝに至つたが、以前の如く正義、不正義の決定を歐洲の一般輿論に一任することほしなかつた。當事者であり又審判者となつた戦勝者達が自ら其の判決を下し、同時に此の道徳的概念に根本的に矛盾するが如き結論を導き出したのである。

獨逸は之に抗議し、公平無私なる判決を要求したのである。然しながら獨逸はワイマール體制の獨逸であつたが爲めに、之に屈服し、其の前文並第三二一條に於て獨逸の責任を斷定した「ヴェルサイユ」條約に署名し爾來歴史的研究の結果、戰爭の原因が明にされ、獨逸は戰爭を欲したのではなく、戰爭勃發の責任は就中サライエボ (Sarajevo) 殺戮の贖罪を背せず、而も事前の動員に依つて獨逸に宣戰布告を餘儀ならしめた露西亞に在ることが明にされたのである。獨逸が戰爭責任の偽瞞に對する闘争を開始したときは殆ど再起不能の状態であつた。弱體且不活潑ではあれワイマール政府が國民の反對派に驅り立てられて此の闘争を決意したことは正しく如何に獨逸國民が強要され、且恥づべき戰爭責任受諾の罪を負つてゐたか、同時に又其の歸罪が獨逸の内面的本質に如何に矛盾を來たしてゐたかを示すものである。

一九二四年八月二十九日マルクス宰相は議會に於て、獨逸が世界戦争を惹起したものであるとの断定は歴史の事實に矛盾するものであり、獨逸政府は此の断定を否認し、之を他國政府に通告する機会を捉へるであらうと言明したのである。英吉利及佛蘭西に於ては猛烈な反對を呼び、駐獨兩大使は正式抗議を提出したのであるが、獨逸政府は之を拒否し遂に其の儘となつたのであつた。

第二回の攻撃も完全に頓挫するに至つた。即ち第五回國際聯盟總會の席上マクドナルド及エリオオ英、佛兩首相が獨逸の加入に付き見解を披瀝した後、獨逸政府は一九二四年九月二十九日十ヶ國の理事會々員に對し公文を手交し、獨逸が一定條件の下に聯盟加入の用意ある旨を開陳したのである。此の諸條件の一は戦争責任の承認を撤回することであつたが、之に對する回答は默殺を以て片付けられたのである。マルクス・シュトレイゼマン内閣は國民の反對派に與へた約束上、尙交渉を繼續したが、同様默殺されたのであつた。

更に第三回の試みが爲されたが、同様何等成果を得なかつた。獨逸はロカルノ會議に招聘を受けたとき、一九二五年九月二十六日口上書を以てブラッセル、倫敦及羅馬に申入を行ひ、前年の議會聲明を繰返したのである。然るに佛蘭西は公文の受領を拒み、英吉利は苛酷な言辭を弄して之を峻拒したにも拘らず、獨逸は之を忍びロカルノ會議に列席したのである。

斯くして戦争責任の偽断を一掃せんとするワイマル獨逸の試みは水泡に歸し、各關係の演説や新聞聲明は之に改變を加へることが出来ず、而も一九二七年九月十八日「タンネンブルク」記念碑の除幕式當日ヒンデンブルクが行つた嚴肅なる反對も遂に之を改訂することは出来なかつた。假に老大統領の言が國外に於て反響を見出したにせよ、法律的には無意味なものであつた。ヴェルサイユ條約は儼然として存在し、第三一條の戦争責任の規定は效力を有してゐたのである。

然るに其の後世界經濟恐慌が襲來し、フリーヴァー・モラトリアムが行はれた。一九三二年六月十六日ローザンヌ(Cauxanne)に於て賠償會議が招集され、其の結果賠償債務は廢棄され、従つて第三一條は其の直接の實際的意義を喪失することとなり、否驚くべきことには佛蘭西側に依つて主張された見解が結實し、今や戦債に關する全問題は解決済みと看做され得るに至つたのである。佛蘭西の指導的歴史家ブロンヌ(Bronn)及ルノンヅァン(Renouvin)は一九三二年十一月十五日の「タン」(Temps)紙上に論説を掲載せしめ、第三一條は畢竟獨逸の責任の有無を決定する判決を包含するものでなく僅に獨逸が戦争を惹起し、従つて之に依り發生した經濟上の損害についてのみ責任を負ふとの事實を明にしたのであつた。獨逸の學界が多年に亘り獨逸國民に對し、斯くも重壓を加へた問題を日常茶飯事として處理せんとしたことを排斥したのは當然の事である。獨逸學界は「賠償」條項前文たる第三一條が戦争責任について述べたるのみならず、前文、平和會議が採擇した委員會報告書、一九一九年五月、六月クレマンソーに依り會議の名に於て獨逸に手交された公文、一九一九年六月二十二日の最後通牒及聯合國の指導的政治家による無數の發表が明に戦争の責任を獨逸に課したものであることを力説したのである。斯くして此の断言を一掃し、就中自己の責任受諾を破棄することは依然として獨逸の使命であつたのである。

遂に今や此の目的は達成された。即ち一九三七年一月三十日ヒットラー總統は議會に於て次の如く宣言したのである。

「余は斯くて先づ第一に獨逸が戦争の責任を有するものであるとの彼の聲明書の署名を取消するものであると。ヴェルサイユ條約に署名した諸列強は何れも此の聲明に反對するものなく、従つて之等諸列強は此の聲明を甘受し、而も之を承認した結果となり、又之が國際法上の效力なき國內的事項であるとの異論は提出されなかつたのである。議會といふ公けの會議で發表せられた聲明に對しては、常に國際的な場合に依つては、國際法的意義が課せられるのであるが、新聞が生れ、大量的にラヂオが生れて以來、此の種の聲明は外交上の通告に依つて始めて他國政府に通達されるものであるとの見解は聊も代表されず、端的な例として一九二四年八月二十九日の事實が例證されるのである、即ち當時英吉利及佛蘭西は、態々獨逸政府が通告した文書を持つことなく、議會に於ける首相の發言に基いて直接正式抗議文を提出したのである。若し彼等が今日之を怠ることあれば、夫れは獨逸の聲明を暗黙に而も明瞭に承認したことを意味するものである。其他、就中相互諒解の下に爲された獨逸の署名は又相互諒解に基いてのみ取消し得るものであるとの佛蘭西新聞の異議も有効適切ではない。彼の宿命的なヴェルサイユ條約締結の日には何等相互諒解は存しなかつた。無力化した獨逸は直接強要されて其の條約に署名せらるゝに至つたのである。獨逸が大國として再び存在する以上、之を取消すのは獨逸當然の權利であつた。當時獨逸は公然たる迫害の防備なき犠牲となつたのであつて、今日之れが爲め商議を遂げる必要はなく、自らの權利

を行使すればよかつたのである。自力に依つてライン地方の國防權と主權とを回復した如く、自力に依つて獨逸は戦争責任の承認を取消したのである。

然し假りに諸處で、獨逸は戦争責任を破棄し得たが、然し其の爲めに公訴は依然として存在するものであると云ふならば、夫れは正しいことであり、然し又どうでもよいことである。今日學問的研究の凡ての結果に反對して獨逸に對する責任の非難を持ち続けやうとすればしてもいい。唯獨逸が自己の責任として強制された不正の承認を破棄したことが何よりも決定的なのである。然して獨逸往年の仇敵は之を歓迎すべきであつた。何となれば此の強要された戦争責任の承認は獨逸にとつてよりも以上に仇敵にとつての汚辱であつたからである。